

## 取組Ⅲ 利用者本位のサービスの提供



P155～

### i) 介護保険サービス等の着実な提供

#### (1) 介護保険法に基づくサービス

- ① 介護保険給付
- ② 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）
  - 介護予防訪問サービス（訪問型サービス）
  - 介護予防通所サービス（通所型サービス）
  - 介護予防短時間通所サービス（通所型サービス）
  - 介護予防ケアマネジメント
- ③ 中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるためのサービス
  - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - 小規模多機能型居宅介護
  - 看護小規模多機能型居宅介護
  - 複合的な在宅サービス
- ④ 介護保険サービス等の着実な提供のための取組
  - 介護保険サービス事業者等に対する指導・監査の実施
  - 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
  - 介護給付の適正化の推進（川崎市介護給付適正化計画）

#### (2) 市独自の在宅高齢者を支えるサービス

- ① 要介護高齢者等への介護支援のためのサービス
  - 紙おむつ等の介護用品の給付
  - 寝具乾燥事業
  - 高齢者住宅改造費助成事業
  - 養護老人緊急一時入所事業
  - 高齢者等短期入所ベッド確保事業
  - 在宅福祉サービス緊急措置事業
  - あんしん見守り一時入院事業
- ② 生活支援を必要とする在宅高齢者を支えるサービス
  - 訪問理美容サービス事業
  - 外出支援サービス事業（おでかけGO!）
  - 福祉有償運送事業
  - 障害者・高齢者等歯科診療事業
  - 地域の一般歯科診療所を対象とした対応力向上研修補助事業
  - 認知症等行方不明SOSネットワーク事業
- ③ ひとり暮らし高齢者等を支えるためのサービス
  - 高齢者等緊急通報システム事業
  - 日常生活用具給付事業
- ④ 高齢者の自己選択を支援するための取組
  - 介護サービス情報の公表
  - 川崎市生活支援サービス等の情報の公表
  - 介護サービスや高齢者福祉施策などの周知
  - ケアマネジャー等の専門職による「高齢者の自己選択の支援」に向けた取組
  - 介護サービス相談員派遣事業
  - 介護サービス事業所への苦情・相談対応の仕組み

### ii) 地域密着型サービスの取組強化

P171～

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備
- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備
- 複合的な在宅サービス
- 地域医療介護総合確保基金の活用
- 広域利用に関する事前同意等の調整
- 認知症高齢者グループホーム利用者に対するサービス強化

### iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進

P177~

#### (1) これまでの本市の取組

- ① プロジェクトの概要・目的
- ② 参加利用者・参加事業所
- ③ 成果指標
- ④ インセンティブ
- ⑤ 事例集の作成
- ⑥ 事業効果

#### (2) 今後の取組

- ➡ 要支援者等の介護予防・重度化防止

### iv) 介護人材の確保と定着の支援

P181~

#### (1) 人材の呼び込み

- ➡ 川崎市福祉人材バンクの取組
- ➡ 介護職員への家賃支援
- ➡ 啓発イベント等の実施
- ➡ かわさき暮らしサポーター養成研修

#### (2) 就労支援

- ➡ 就職相談会
- ➡ シニア層など多様な人材確保
- ➡ 介護資格取得者への受講料補助
- ➡ 潜在的有資格者の掘り起こし

#### (3) 定着支援

- ➡ 介護人材マッチング・定着支援事業
- ➡ メンタルヘルス相談窓口
- ➡ 介護ロボット等の普及・啓発
- ➡ 仕事と介護の両立支援
- ➡ 管理者向け研修の実施
- ➡ ハラスメント対策
- ➡ 外国人介護人材の活用

#### (4) キャリアアップ支援

- ➡ 総合研修センターの取組
- ➡ 介護職員によるたんの吸引等研修
- ➡ 訪問看護師養成講習会
- ➡ 介護支援専門員の資質向上等

#### (5) 介護現場の生産性向上

- ➡ 介護現場の生産性向上
- ➡ 文書事務の軽減
- ➡ 介護助手の活用
- ➡ 財務状況等の公表

#### (6) その他

- ➡ ICTを活用した認定調査の効率化

### v) ウェルフェアイノベーションとの連携

P195~

#### (1) 福祉製品等開発・改良に向けた参入等の支援

- ➡ 取組例1 福祉職員等との勉強会の実施

#### (2) 福祉製品等開発・改良の実施における支援

#### (3) 福祉製品等認証・普及に関する支援

- ➡ 取組例2 ウェルフェアイノベーションフォーラムの開催

## これまでの主な取組

### i) 介護保険サービス等の着実な提供

- 平成28(2016)年4月から総合事業を開始し、要支援認定を受けた方等に対して旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスなどを実施しました。
- 介護サービスの質の向上及び介護保険制度の適正な運営を確保するため、介護保険サービス事業者等に対して、運営指導及び集団指導を実施しました。
- 適切な介護サービスの確保と費用の効率化を図り、介護保険制度への信頼を高めるため、介護給付の適正化の取組として「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」などを実施しました。
- 要介護者等への介護支援や在宅生活の継続のための市独自の取組として、「紙おむつ等の介護用品の給付」や「寝具乾燥事業」「高齢者住宅改造費助成事業」「訪問理美容サービス事業」などを実施しました。

### ii) 地域密着型サービスの取組強化

- 介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える地域密着型サービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を推進しました。

<整備状況>

	第7期計画			第8期計画		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	21 か所	23 か所	22 か所	24 か所	26 か所	29 か所
小規模多機能型居宅介護	48 か所	48 か所	50 か所	47 か所	47 か所	47 か所
看護小規模多機能型居宅介護	16 か所	15 か所	15 か所	17 か所	20 か所	21 か所

\*令和5(2023)年度は予定整備数

- 認知症高齢者グループホーム利用者に対するサービス強化として、家賃等助成事業を実施しました。

### iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進

- 「顕著な成果を挙げた事業所・利用者の表彰式」や「取組結果に応じたインセンティブの付与」「多職種連携を一層図るための事例検討・意見交換会」「優れた取組事例を掲載した事例集の作成」などを実施しました。また、第4期から第6期までの事業効果について検証を行い、その結果をとりまとめました。

### iv) 介護人材の確保と定着の支援

- 介護人材の確保と定着については、「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の4つの取組を柱に、介護サービス事業所を継続的に支援しました。また、令和4(2022)年度からは、介護職員への家賃補助や資格取得への補助、一部の医療行為が可能となる研修の拡充など、幅広い支援に取り組みました。

(高齢者実態調査)	令和元(2019)年度	令和4(2022)年度
介護サービス事業所の 介護人材の不足感	75.8%	79.8%

### v) ウェルフェアイノベーションとの連携

- 国や県のほか、本市のウェルフェアイノベーションの取組と連携しながら、介護サービス事業所での介護ロボットの実証や、介護ロボットの導入経費の一部助成を行いました。

## 第9期計画での主な課題と施策の方向性

### 課題

- ✓ 必要な介護サービス需要が変化することが想定される中、高齢者や介護者の多様なニーズに対応するサービスの提供が求められます。
- ✓ 今後も高齢化が進んでいくことが予想される中、サービス提供体制を維持するための取組が必要です。
- ✓ 要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認定審査会や認定事務の効率化が必要です。
- ✓ ケアマネジメントの質の向上を図る取組が必要です。
- ✓ 地域における継続的な支援体制の整備や、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減を図る取組が必要です。
- ✓ 人材の確保と定着を図るとともに質の高いサービスを提供することが必要です。
- ✓ 介護職員の負担軽減への取組が求められます。
- ✓ 介護ロボットや外国人介護人材などの新たな技術や制度について、対応が求められます。

### 施策の方向性

#### i) 介護保険サービス等の着実な提供

- 制度改正や社会状況の変化等を踏まえ、要介護・要支援高齢者等が地域で生活を続けるために必要なサービスを提供します。
- 総合事業について、早期に要支援者等の状態に応じた適切なサービスが提供される体制の構築に向けた取組を進めます。
- 適切なケアマネジメント手法の普及・定着を図ります。

#### ii) 地域密着型サービスの取組強化

- 中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるための取組を進めます。
- 引き続き、地域密着型サービスの拡充を図るため、事業所の参入促進の取組や地域医療介護総合確保基金を活用した整備に向けた取組を進めます。
- 地域密着型サービスの利用機会の拡大等の取組として、広域利用に関する事前同意について、協議・検討を進めます。
- 認知症の人がその環境に応じて地域の見守り等の支援を受けながら生活し続けることができるよう、認知症高齢者グループホームに対する利用継続に向けた取組を進めます。

#### iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進

- 更なる普及啓発を実施するとともに、新たな評価手法での取組の実施等に向けて検討を行い、検討結果に基づいた取組を実施します。

#### iv) 介護人材の確保と定着の支援

- 要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる中で、若い世代に介護の魅力を発信し、イメージアップを図ります。
- 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上を推進します。
- 外国人介護人材定着に向けた環境整備及び介護ロボットの導入支援に取り組みます。
- 介護離職を防止する観点から、仕事と介護の両立支援に取り組みます。
- ICTを活用した認定事務の効率化や効果的な認定審査会を図ります。

#### v) ウェルフェアイノベーションとの連携

#### 主な成果指標

指標名	現状	目標	指標の出典等
主な地域密着型サービスの延べ利用者数	21,491人 (令和4(2022)年度)	33,162人以上 (令和8(2026)年度)	健康福祉局調べ
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果(改善率)	13% (令和4(2022)年度)	17%以上 (令和7(2025)年度)	プロジェクト対象者の要介護度の改善率
介護人材の不足感	79.8% (令和4(2022)年度)	70.0%以下 (令和7(2025)年度)	市内事業所が従業員の「不足感」ありと回答した割合。高齢者実態調査



## i) 介護保険サービス等の着実な提供

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえ、利用者本位のサービスを提供します。

また、「介護・医療・予防」「生活支援」等のケアの一体的・継続的な提供及び、高齢者の自己選択を支援するための情報発信に取り組むとともに、様々な資源を組み合わせた統合的なケアの提供の実現のため、制度改正や社会状況の変化等を踏まえ、サービスの適正化を図ります。

### (1) 介護保険法に基づくサービス

#### ① 介護保険給付

介護保険サービスの見込量については、第6章を参照してください。

サービス	要支援1～2の方（予防給付）	要介護1～5の方（介護給付）
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修 介護予防支援	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 居宅介護支援
施設サービス	なし	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
地域密着型サービス★	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合的な在宅サービス



#### 地域密着型サービス

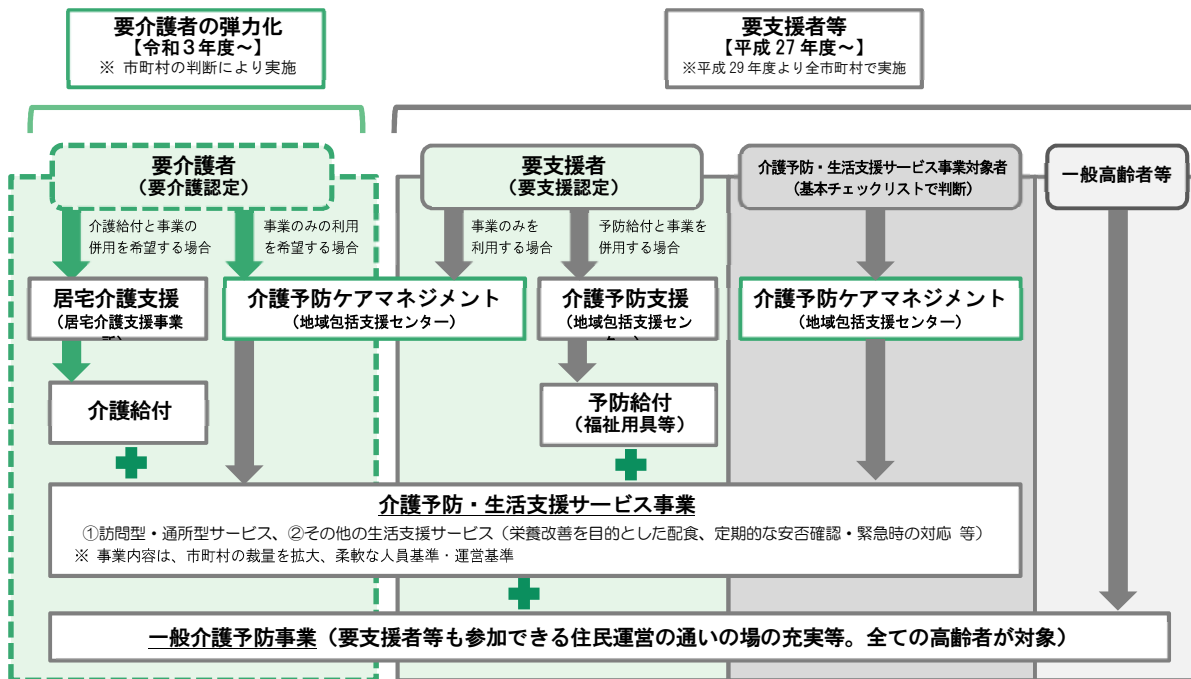
平成18（2006）年に創設されたサービスで、要介護・要支援高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることを支援します。介護サービス事業所の指定は市町村が行い、原則として、指定を行う市町村の被保険者のみが利用できます。

② 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要介護者（以下「要支援者等」という。）の多様なニーズに対応するため、これまで予防給付として提供されてきた介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスなど、地域の実情に応じた多様なサービスを対象とすることができる介護保険制度に基づく事業です。

サービスの安定的な供給を確保するため、要支援者等のサービスの利用実態や必要とされる支援内容を精査し、早期に要支援者等の状態に応じた適切なサービスが安定的に提供されるよう、引き続き検討を進めてまいります。

【介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）対象者】



※厚生労働省「全国介護保険担当課長会議」資料

【本市における総合事業への段階的な移行】

平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	令和 6 (2024)年度	令和 8 (2026)年度
<p>【予防給付】 訪問看護、福祉用具等 ・訪問介護 ・通所介護</p> <p>【介護予防事業】 ○二次予防事業 ○一次予防事業</p>	<p>【総合事業】開始（移行期間）</p> <p>○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス</p> <p>・介護予防ケアマネジメント</p> <p>○一般介護予防事業</p>	<p>【総合事業】 事業推進</p>	<p>→</p>

【介護予防・生活支援サービス事業の内容】

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

※厚生労働省ガイドラインから抜粋

② 介護予防訪問サービス（訪問型サービス）

対象者	要支援1・2、事業対象者					
サービス内容	介護サービス事業所のホームヘルパーや「かわさき暮らしサポーター」が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。					
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	36,022件	34,033件	33,904件	33,904件	33,904件	33,904件
令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。						

② 介護予防通所サービス（通所型サービス）

対象者	要支援1・2、事業対象者					
サービス内容	デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。					
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	55,410件	55,146件	57,345件	57,952件	59,445件	61,062件
令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。						

② 介護予防短時間通所サービス（通所型サービス）

対象者	要支援1・2、事業対象者					
サービス内容	デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短い時間で行います。					
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	4,060件	6,296件	6,636件	6,815件	6,987件	7,172件
	令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。					

③ 介護予防ケアマネジメント

対象者	要支援1・2、事業対象者					
サービス内容	介護予防・生活支援サービス事業等を利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成及び介護サービス事業所と連絡・調整等を行います。					
利用者負担	利用者の方の負担はありません。					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	53,754件	53,280件	53,343件	53,725件	55,097件	56,579件
	令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。					



### ③ 中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるためのサービス

高齢者実態調査の結果、多くの高齢者の方々が、介護が必要になった場合でも、家族からの支援や介護サービスを利用して自宅で暮らし続けたいと望まれています。

第9期計画では、在宅生活を支えていくための居宅サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、医療的ケアを加えた看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの拡充に引き続き取り組みます。

また、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせる複合型サービスについても、整備を含め検討を進めます。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（後述）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、中重度等の要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が必ずしも十分ではないという課題を受け、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行うサービスとして平成24（2012）年度に創設されました。

本市では、要介護高齢者の在宅生活を支える重要なサービスとして位置付け、整備促進を図ります（整備計画は、後述の「ii 地域密着型サービスの取組強化」を参照）。

#### ② 小規模多機能型居宅介護（後述）

小規模多機能型居宅介護は、要介護者の状態や希望に応じて随時「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、地域や在宅での生活継続を支援するサービスです。

本市では、要介護高齢者の地域や在宅での生活の持続に向けた重要なサービスとして位置付け、整備促進を図ります（整備計画は、後述の「ii 地域密着型サービスの取組強化」を参照）。

#### ③ 看護小規模多機能型居宅介護（後述）

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に医療的ケアを提供する訪問看護の機能を加えた「サービスの一元管理」による医療・介護の連携により、効果的かつ柔軟な支援を可能としたサービスです。主に医療ニーズの高い高齢者を対象として地域・在宅における多様な療養支援を行うことを目的として平成24（2012）年度に創設されました。

本市では、自宅で生活する医療ニーズが高い高齢者を支える重要なサービスとして位置付け、整備促進を図ります（整備計画は、後述の「ii 地域密着型サービスの取組強化」を参照）。

- 複合的な在宅サービス（後述）  
（国の指針告示後、記載）

#### ④ 介護保険サービス等の着実な提供のための取組

- 介護保険サービス事業者等に対する指導・監査の実施

介護サービスの質の向上及び介護保険制度の適正な運営を確保するため、介護保険サービス事業者等に対して、運営指導や集団指導を行います。

また、虐待通報等に対しては機動的かつ柔軟に対応し、指定基準違反や介護報酬請求の不正・不当が疑われる事案に対しては監査を実施し、厳正に対処します。

〔実績・計画〕

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
①運営指導（※）	163件	207件	360件	事業継続	→	→
②監査	76件	150件	46件	事業継続	→	→
③集団指導	2回	2回	2回	事業継続	→	→
④新規セミナー	1回	1回	1回	事業継続	→	→

令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。

※令和3年度は「実地指導」

- 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

高齢者実態調査において、介護現場における事故等に対して「定期的に会議・打合せで議論して注意喚起を行っている」割合が高くなっており、安全対策に有用な情報を共有することは、介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上に資するものであることから、本市としても報告された事故情報に応じて、必要な指導を行っていきます。

- 介護給付の適正化の推進（川崎市介護給付適正化計画）

介護給付の適正化は、介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、介護サービスの受給者が真に必要なとす過不足のないサービスを、介護事業者がルールに従って適切に提供するよう促すものです。この取組によって、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築をめざしています。

本市では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づく主要3事業を柱とし、都道府県と連携を図りながら、給付実績データ等を活用することにより、具体性・実効性のある取組を推進するとともに、また、当該取組状況について公表します。

【介護給付適正化の主要3事業】

区分	主な取組内容					
①要介護認定の 適正化	民間事業者に委託している認定調査の結果について、本市職員等による点検を行います。また、認定調査員に対して、必要な知識・技能の習得に向け、指導を適切に実施します。					
	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	全件実施	全件実施	全件実施	事業継続 (全件実施)	—————▶	
令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。						
②ケアプラン等 点検 住宅改修等の 点検・福祉用具 購入・貸与調査	A ケアプランの点検については、「ケアマネジメントツール～ケアプラン確認マニュアル～【川崎版】」を活用し、介護支援専門員による自己チェック、本市による当該自己チェックの評価を行い、改善すべき事項については、対面その他の方法により介護支援専門員に伝達し、健全な給付の実施を支援します。					
	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	231件	349件	520件	630件	650件	675件
	令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。					
	B 住宅改修の点検については、改修工事を施工する前に利用者の状態等の確認、工事見積書の点検、施工後の訪問または竣工写真等による施工状況の点検を行います。					
	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	全件実施	全件実施	全件実施	事業継続 (全件実施)	—————▶	
	令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。					
	C 福祉用具購入・貸与調査については、必要に応じてリハビリテーション専門職による点検を実施します。					
	第8期			第9期		
令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	
中止	中止	10件	事業継続	—————▶		
令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。						

区分	主な取組内容
③医療情報との突合・縦覧点検	<p>国民健康保険団体連合会に委託し、次の点検を実施します。</p> <p>A 後期高齢者医療及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、請求内容の誤りの是正等を図ります。</p> <p>B 受給者ごとに複数月にまたがる支払情報（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤りの是正等を図ります。</p>

【その他の取組】

認定情報と給付情報の突合	<p>受給者ごとに認定情報と給付情報を突合し、想定されない給付の状況を定期的に抽出してサービス事業者等に確認し、請求内容の誤りの是正等を図ります。</p>
第三者行為求償	<p>第三者行為求償事案について、要介護認定等申請時の聞き取りや認定調査員からの情報に留意し、医療保険の情報と連携することにより、第三者行為の被害の早期発見や届出を遅滞なく提出することを促します。</p>

## (2) 市独自の在宅高齢者を支えるサービス

介護保険制度以外の在宅生活を支援するサービスについては、一層の広報に努めるとともに、制度改正、高齢化の進展、民間サービス等の社会状況の変化や、利用状況及び高齢者実態調査の結果、制度の持続可能性の観点から、最適化を図ります。

### ① 要介護高齢者等への介護支援のためのサービス

要介護者等が在宅生活を継続するために必要とする介護保険外の支援サービスを実施するとともに、介護を行う家族の負担軽減を図ります。

#### ② 紙おむつ等の介護用品の給付

対象者	65歳以上で要介護3以上の在宅高齢者 40～64歳で、在宅の要介護3以上の若年性認知症の方					
サービス内容	紙おむつ類に加え、防水シート、ドライシャンプー等の介護用品について、5,000円を上限額として毎月支給します。 (※生活保護制度等の対象者は、支給品目、限度額について別途条件があります。)					
利用者負担	所得に応じて0%～20%の利用者負担があります。					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	47,570人	49,092人	49,733人	事業継続	→	
令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。						

#### ③ 寝具乾燥事業

対象者	65歳以上で要介護3以上の在宅生活をしている寝たきり高齢者					
サービス内容	在宅で生活する寝たきりの高齢者の家庭を寝具乾燥車で訪問し、寝具の乾燥または丸洗いをを行います。					
利用回数	年概ね4回					
利用者負担	所得に応じて0%～10%の利用者負担があります。					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	474人	508人	520人	事業継続	→	
令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。						



➡ 高齢者住宅改造費助成事業

対象者	65歳以上の要支援1以上の在宅高齢者					
サービス内容	身体機能の低下により介護を必要とする方に、浴室、手洗所、玄関、食堂、廊下、階段等の改造費を助成します（介護保険給付に含まれるものを除きます。）。					
助成対象基準 限度額	100万円					
利用者負担	所得に応じて0%～100%の利用者負担があります。					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	15件	17件	25件	事業継続	→	
令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。						

➡ 養護老人緊急一時入所事業

対象者	市内に居住し、身体上または精神上的の障害があるため、在宅での援助を必要とする65歳以上の高齢者（原則、介護保険制度において、要介護・要支援認定された方を除きます。）であって、緊急に一定期間の施設入所が必要となった方					
サービス内容	介護保険制度を利用せず、原則として1年間に28日以内の特別養護老人ホームへの一時入所を行うことができます。					
利用者負担	生活保護世帯：0円（送迎費0円） その他世帯：（従来型個室）1,720円（送迎費201円） （多床室）1,404円（送迎費201円） （ユニット型個室的多床室）2,310円（送迎費201円） （ユニット型個室）2,648円（送迎費201円） なお、全世帯共通で食材料費等の実費がかかります。国の介護報酬改定等に合わせて利用者負担額の更新を行います。					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	57日	60日	60日	事業継続	→	
令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。 事業内容について効果的な取組に向け検討を進めていきます。						

② 高齢者等短期入所ベッド確保事業

対象者	市内に居住し、身体上または精神上的の障害があるため、在宅で援助を必要とする高齢者等（原則として、介護保険制度において、要介護・要支援と認定された方。）であって、介護する者の急病、事故、その他の事情（葬式等）により介護が受けられない方					
サービス内容	原則、一度の利用につき10日以内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設への介護保険制度に基づく一時入所サービスを受けられます。					
利用者負担	原則として、介護保険法に基づく利用料及び食材料費等の実費					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	23日	71日	50日	事業継続	→	
令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。 事業内容について効果的な取組に向け検討を進めていきます。						

③ 在宅福祉サービス緊急措置事業

対象者	認知症や家族等から虐待を受けているなどのやむを得ない事由により、介護保険法に規定する居宅サービスを利用することが著しく困難な高齢者等
サービス内容	老人福祉法第10条の4に基づき、介護保険サービスが利用できるような措置を行い、次のサービス（介護予防サービスを含みます。）を提供します。 ①訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護等 ②通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護等 ③短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 ④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑥看護小規模多機能型居宅介護
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の利用者負担割合に準じます。</li> <li>②については、食費及び日用品費等、③～⑥については食費、居住費及び日用品費等が別途かかります。</li> </ul>

④ あんしん見守り一時入院事業

対象者	市内に居住する要介護認定を受けている方または、特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方等で、高度な医療的ケア（人工呼吸器常時管理、頻回吸引、中心静脈栄養、腹膜透析等）を必要とする方
サービス内容	医学的管理が必要な医療依存度の高い在宅で療養中の方が、在宅での療養が困難となったとき、医療機関への入院治療により、在宅療養を継続支援するための制度です。
利用者負担	登録及び利用の際の「診療情報提供書」作成費用、社会保険各法の定めによる一部負担金等

② 生活支援を必要とする在宅高齢者を支えるサービス

日常生活において支援を必要とする高齢者に対して生活支援サービスを提供し、在宅生活の継続を支えます。

➡ 訪問理美容サービス事業

対象者	65歳以上で要介護3以上の在宅高齢者で理美容院に行けない方					
サービス内容	理美容師が家庭を訪問し、調髪・洗髪等のサービスを提供します。					
利用回数	年6回まで					
利用者負担	1回あたり2,000円					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	3,630回	3,929回	4,062回	事業継続	→	
	令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。					

➡ 外出支援サービス事業（おでかけGO!）

対象者	次の要件をすべて満たす65歳以上の方 ①市内で在宅生活をしている方 ②要介護3以上で身体機能の低下により、他の交通手段の利用が困難な方 ③利用時に家族や介護者が付き添えて介助できる方					
サービス内容	医療機関への受診・入退院、福祉施設への入退所、官公庁への手続き、冠婚葬祭等の目的で外出する場合に利用できます。 外出先は原則として市内です。ただし、隣接市区（市内から概ね30分以内まで）については、相談となります。					
利用日・時間	日曜・祝日を除く日、8時～17時半までの間で4時間以内					
利用回数	月2回まで					
利用者負担	1時間400円					
実績・計画	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	1,757件	1,944件	1,866件	事業継続	→	
	令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込みまたは計画値です。					

② 福祉有償運送事業

運営協議会を設置し、要介護者や身体障害者などタクシーなどの公共交通機関を一人で利用できない方に対して、NPOや社会福祉法人などの移動サービスで通院や通学などの日常的な外出、レジャーなどの趣味的な外出を支援します。

川崎市福祉有償運送運営協議会にて協議が整った団体

24 団体  
(令和5年6月末時点)

② 障害者・高齢者等歯科診療事業

市内の歯科保健センター及び歯科医師会館診療所において、一般の歯科診療所で診療を受けることが困難な認知症高齢者や障害者等を対象とした歯科診療が適正かつ円滑に実施されるよう、川崎市歯科医師会の障害者・高齢者等に対する歯科診療事業を支援します。

② 地域の一般歯科診療所を対象とした対応力向上研修補助事業

誰もが身近な地域で適切な歯科診療を受診できるよう、川崎市歯科医師会が実施する、一般の歯科診療所に勤務する歯科医師や歯科衛生士等を対象とした対応力向上研修への事業支援を通じて、訪問歯科診療に必要な歯科診療技術や重度障害者等への歯科診療対応力の向上などを図ります。

② 認知症等行方不明SOSネットワーク事業（後述）

行方不明になり生命に危険を及ぼす可能性がある認知症の人の情報を事前に登録し、行方不明となった際には、市内関係機関に情報提供を行います（詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）。

③ ひとり暮らし高齢者等を支えるためのサービス

② 高齢者等緊急通報システム事業（再掲）

ひとり暮らしの高齢者等に発作が起きたときなどに備え、緊急時の連絡体制を確保します（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）。

② 日常生活用具給付事業（再掲）

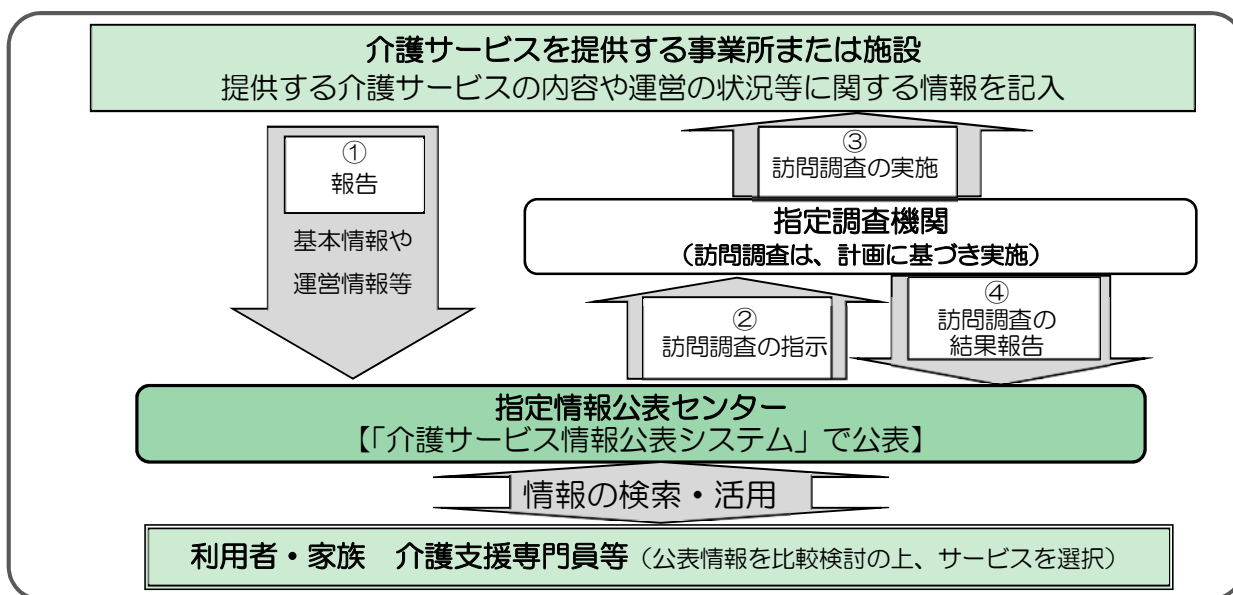
ひとり暮らし等高齢者に自動消火器及び電磁調理器を給付します（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）。

#### ④ 高齢者の自己選択を支援するための取組

##### ① 介護サービス情報の公表★自治令改正待ち

介護サービス事業者は、介護サービスの提供を開始したとき、その他一定の要件を満たすときは、提供する介護サービスの内容や運営状況に関する情報等を事業所が所在する都道府県知事・指定都市市長に報告することとされ、当該報告を受けた都道府県知事等は、その内容を公表することとされています。また、都道府県知事等は、当該報告に関して必要があると認めるときは介護サービス事業者に対して調査を行うことができ、当該調査の内容は報告に代えて公表することとされています。本市では、介護サービス事業者からの報告の内容または調査の内容を専用のウェブサイトに掲載し、公表します。

【介護サービス情報の公表の基本的な仕組み】



##### ② 川崎市生活支援サービス等の情報の公表

本市では、高齢者、家族やケアマネジャー（介護支援専門員）等が生活支援等に資するサービスの情報にアクセスしやすい環境づくりをめざすため、市内に存在する民間サービス等の情報を専用のウェブサイトに掲載し、公表しています。

地域包括ケアシステムにおける「自助」を支える取組の一つとして、生活支援サービス等の「見える化」を図り、高齢者の自己選択を支援します。

##### ③ 介護サービスや高齢者福祉施策などの周知

高齢者や家族向けに、本市の高齢者福祉施策や介護サービス全般について、分かりやすくまとめた冊子「高齢者福祉のしおり」や、介護保険制度を解説したパンフレット「こんにちは介護保険です」を発行します。

また、インターネットを活用する高齢者の増加を踏まえ、川崎市ホームページなどにも高齢者福祉や介護保険などの情報を掲載します。



② ケアマネジャー等の専門職による「高齢者の自己選択の支援」に向けた取組

本市では、川崎市介護支援専門員連絡会等の関係する団体と協働して「ケアマネジメントツール～ケアプラン確認マニュアル～【川崎版】」を平成 20（2008）年度に作成し、平成 26（2014）年度、令和 2（2020）年度に改訂を行いました。

このマニュアルは、ケアマネジメントの各プロセスが適切に実施されているかをケアマネジャー（介護支援専門員）自身が改めて確認し、そこで得た「気づき」を基に必要に応じてケアプランを修正していくことで、「高齢者の自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化が行われることをめざしたものです。

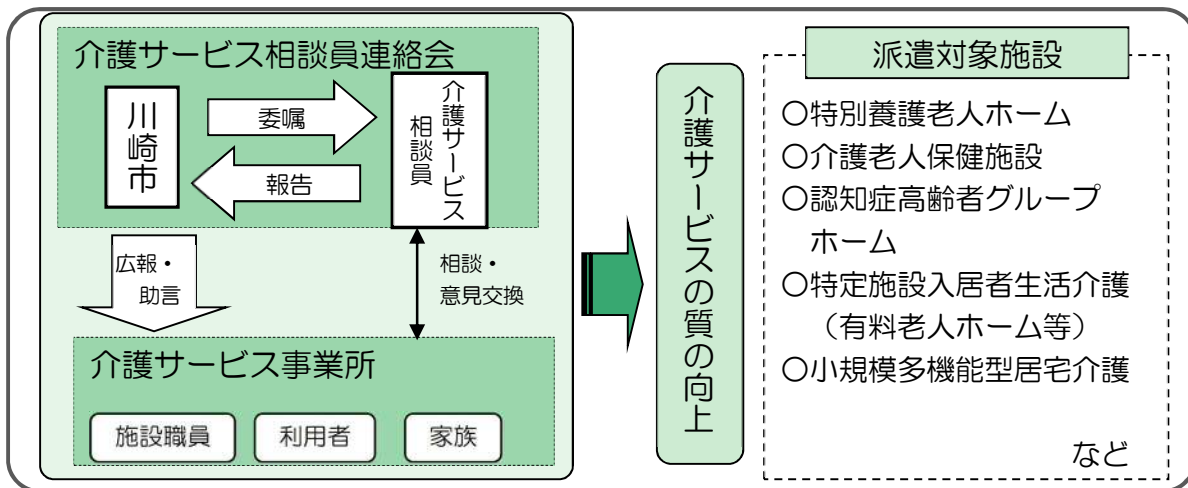
このような取組を継続していくことで、「高齢者自身がどのような生活を送りたいか」という真のニーズを導き出し、高齢者の自己選択を支える支援を図ります。

③ 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスの質の向上を図ることを目的として、高齢者福祉に熱意を持つ市民で、必要な研修を受けた方を介護サービス相談員として委嘱し、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに派遣します。介護サービス相談員は、サービスを利用している本人やその家族の不安、不満、疑問等の解消を図るため相談に応じます。

受け付けた相談については、介護サービス相談員が介護サービス事業所と問題解決の方法を検討するなどして、双方の橋渡し役を担います。

【介護サービス相談員派遣事業の仕組み】



〔実績・計画〕

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護サービス相談員派遣回数	中止	中止	46回	事業継続	→	

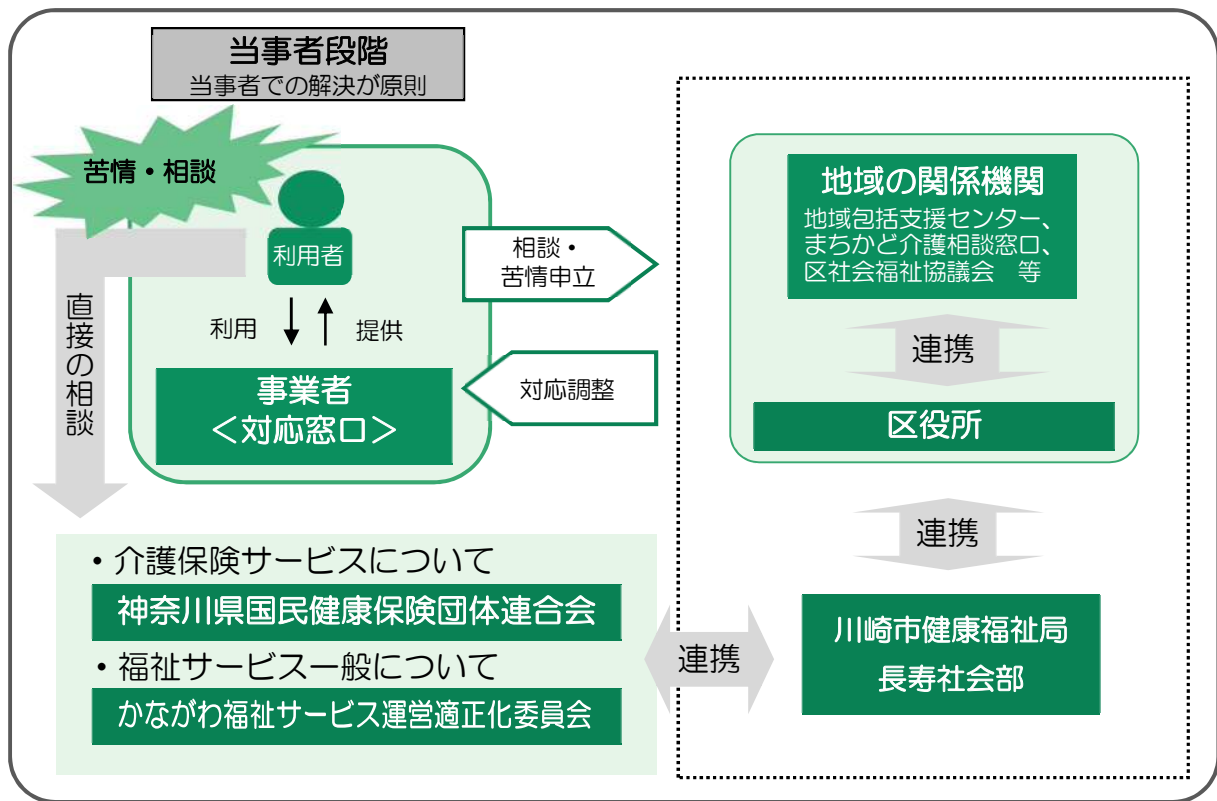
令和3、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。令和5年度は見込みまたは計画値です。

⑤ 介護サービス事業所への苦情・相談対応の仕組み

サービス内容に関する相談や介護サービス事業所に対する苦情は、区役所、市健康福祉局、地域包括支援センター、「神奈川県国民健康保険団体連合会」、「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」等において連携を図り、適切に対応します。

また、受け付けた相談や苦情については検証等を行い、サービスの質の向上を図ります。

【相談・介護サービス事業所への苦情対応の仕組み】



## ii) 地域密着型サービスの取組強化

地域居住の実現に向け、地域密着型サービスの整備を進めます。また、地域医療構想による追加的需要（療養病床からの地域移行分。地域医療構想の詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）や、介護離職を踏まえたサービス提供を行います。

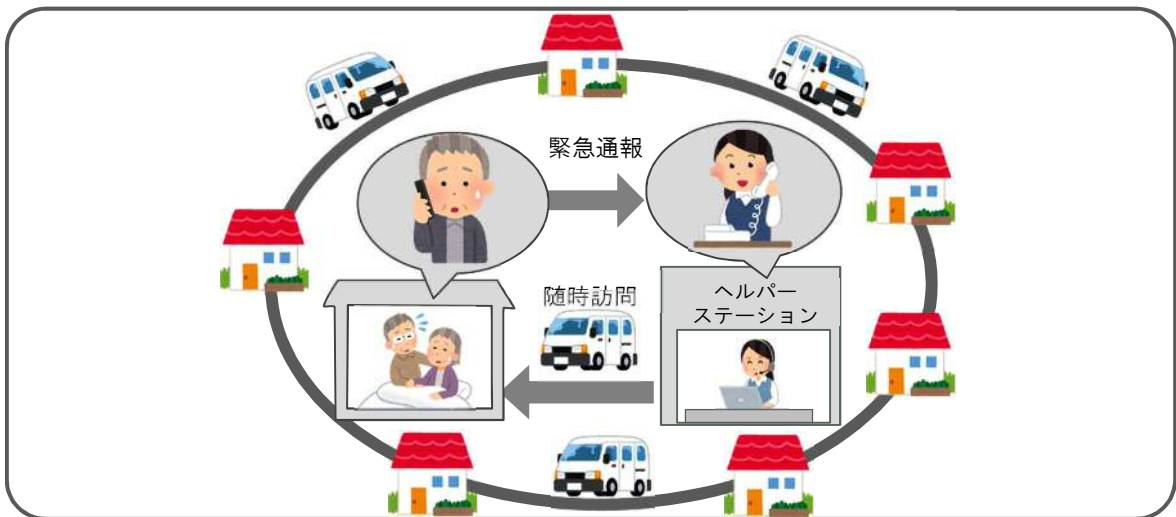
### 【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
主な地域密着型サービスの延べ利用者数	21,491人 (令和4(2022)年度)	33,162人以上 (令和8(2026)年度)	健康福祉局調べ

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

#### 【サービスのイメージ】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方について定期巡回と随時の対応で行うサービス。



※一般社団法人24時間在宅ケア研究会「定期巡回・随時対応サービスのポイント」から引用

#### ア 整備の方向性

第9期計画以降についても、今後、新規に開設される特別養護老人ホーム、事業者の参入意欲が比較的高い「介護付有料老人ホーム」や「認知症高齢者グループホーム」との併設の推奨や、100戸以上の市営住宅を建て替える際に創出される余剰敷地の市有地を活用するなど、整備に向けた取組を進めます。

〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績・計画〕(累計)

第8期			第9期		
令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
24か所	26か所	29か所	32か所	34か所	36か所

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。

イ 整備の課題と取組

全国的に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備が進まない中、本市ではすべての行政区に事業所が開設され、比較的整備が進んでいます。一方で、サービス利用者については全市で約 440 人（令和5年（2023）年7月時点）にとどまっており、一層のサービス普及が必要となりますが、サービスの提供上、次のような課題があります。

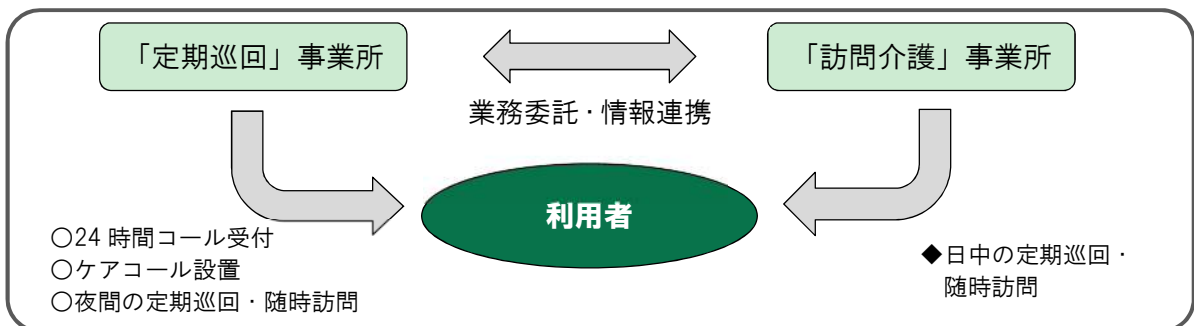
【サービス普及に向けた課題】

- ・従来の訪問介護サービスとの競合と、利用者の状態に応じた柔軟なサービスの切替えが難しいこと
- ・担当エリアが広くなると、訪問のための移動時間のロスが大きくなること
- ・介護スタッフの確保が難しく、1事業所当たりで対応できる件数が少ないこと
- ・連携可能な訪問看護ステーションが少ないこと
- ・利用に適した状態等の情報が利用者・関係者に十分に認知されていないこと

これらの課題に対応するため、訪問介護事業所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の連携によるサービス提供の仕組み（「地域連携型サービス」）を導入し、サービス供給力の拡大及び普及に向けた取組を進めています。

また、利用者拡大とサービスの質の向上を目的とした事業所向け研修の実施や、事業所の参入促進のためのセミナーの開催などソフト面の支援も行います。

【地域連携型サービスのイメージ】



【期待される効果】

- ・移動時間の短縮や訪問介護事業所との連携によるサービスの効率化・供給力の拡大（広域的な展開）
- ・訪問介護からの状態に応じたサービスの切替えを容易とすることによるサービスの普及・利用拡大
- ・地域に密着して活動している訪問介護事業所による重度者への継続的な支援の実現
- ・地域の事業所間の連携の土壌づくり
- ・ノウハウの蓄積による既存の訪問介護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業への新規参入

② 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備

ア 整備の方向性

第9期計画についても、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様の手法による整備のほか、地域バランスを考慮した整備の検討を進めながら、単一の事業所としては採算性に課題があることから、市有地を活用した整備において、他の地域密着型サービス等との併設とするなど、整備促進に向けた取組を進めます。

また、看護小規模多機能型居宅介護については、既存の訪問看護ステーションによる事業参入を促すなど、引き続き整備促進に向けた取組を進めます。

〔小規模多機能型居宅介護の実績・計画〕（累計）

第8期			第9期		
令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
47 か所	47 か所	46 か所	49 か所	53 か所	57 か所

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。

〔看護小規模多機能型居宅介護の実績・計画〕（累計）

第8期			第9期		
令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
17 か所	20 か所	22 か所	25 か所	28 か所	30 か所

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。

イ 整備の課題と取組

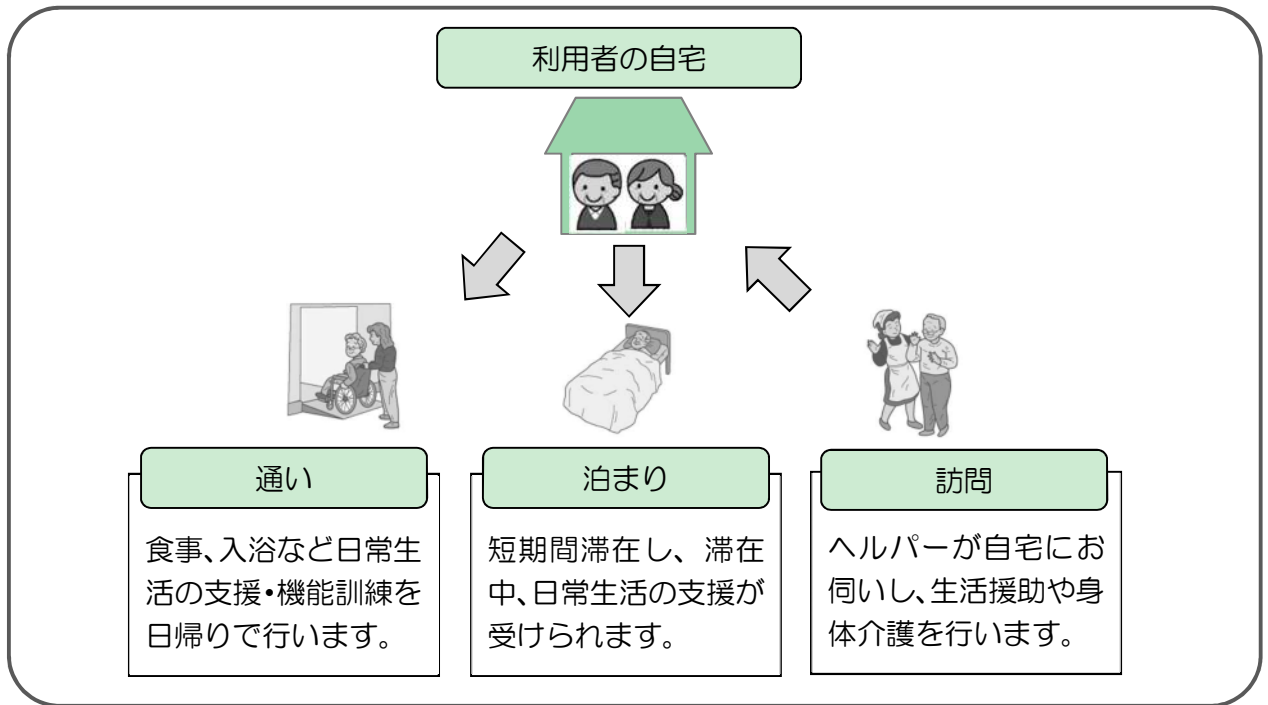
地域密着型サービスは、要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当とされるサービスとして創設されたものです。

本市では、サービス利用機会の拡大のほか、サービスの内容の明確化など、更なる普及に向けた取組として、市内の小規模多機能型居宅介護事業所等が参加する「川崎市小規模多機能型事業者連絡協議会」に対し、事業所間の情報交換や研修開催が円滑に進むよう、運営の支援等を引き続き行います。

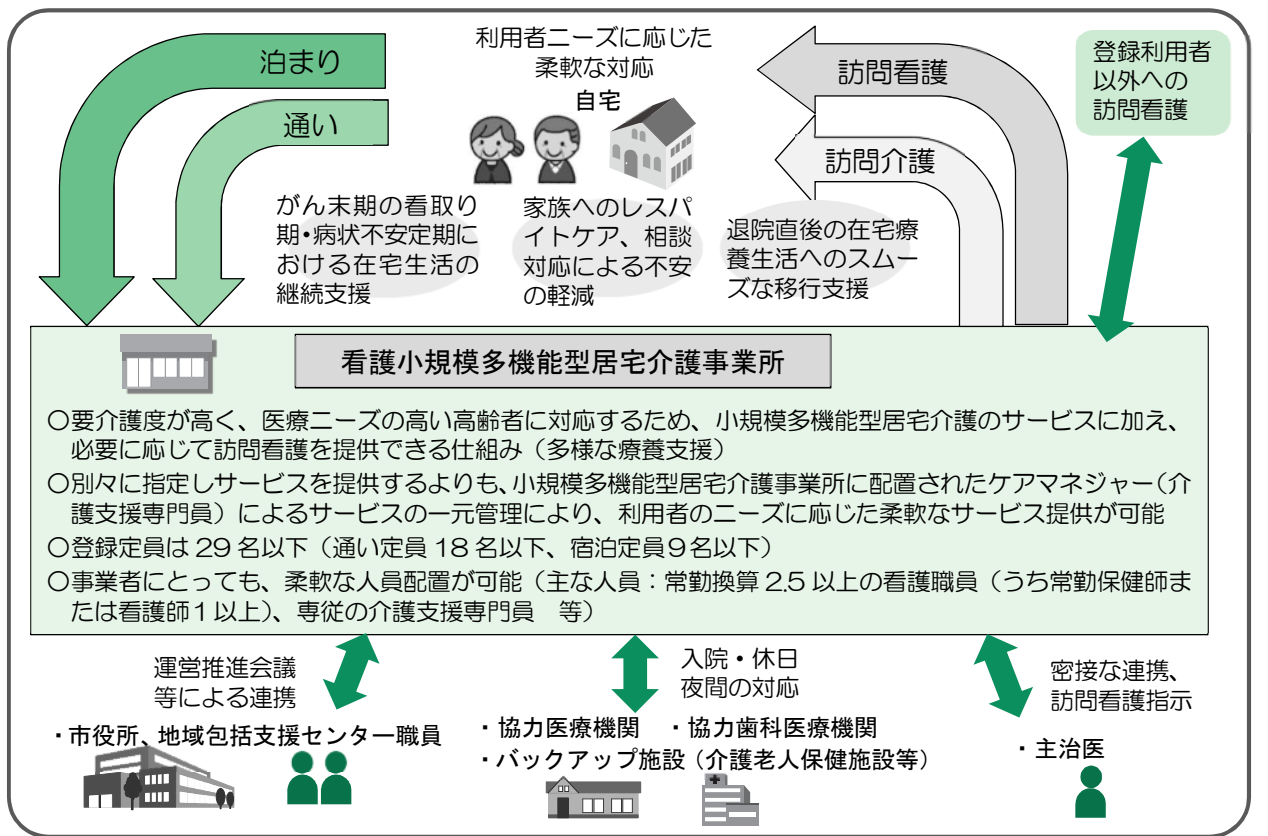
また、利用者拡大とサービスの質の向上を目的とした市が主催する事業所向け研修の実施や、事業所の参入促進のためのセミナーの開催などソフト面の支援のほか、今後ますます多様化する住民の生活支援ニーズ等へ対応するため、小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所に対する生活支援コーディネーターの配置を引き続き行います。



【小規模多機能型居宅介護のイメージ】



【看護小規模多機能型居宅介護のイメージ】



※厚生労働省「看護小規模多機能型居宅介護の概要」をもとに作成

## ウ 共生型サービスの推進

共生型サービスは、

- ・介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくする

ことを目的とした指定手続きの特例として、平成 30（2018）年度に創設されました。

第9期計画においては、市有地を活用した地域密着型サービスの整備において、共生型サービスの整備誘導を図るなど、地域共生社会の推進に向けた取組を進めます。

**【今後の役割に関する議論】**

平成 27（2015）年4月の介護保険制度改正に向けた国の部会等の中では、これまでの「通い」を中心としたサービス提供に加え、在宅での生活全般を支援する観点から「訪問」の機能を強化する必要性が議論されたほか、地域包括ケアシステムを担う中核的なサービス拠点の一つとして、地域に対する役割の拡大が求められています。

## ➡ 複合的な在宅サービス

（国の指針告示後、記載）

## ➡ 地域医療介護総合確保基金の活用

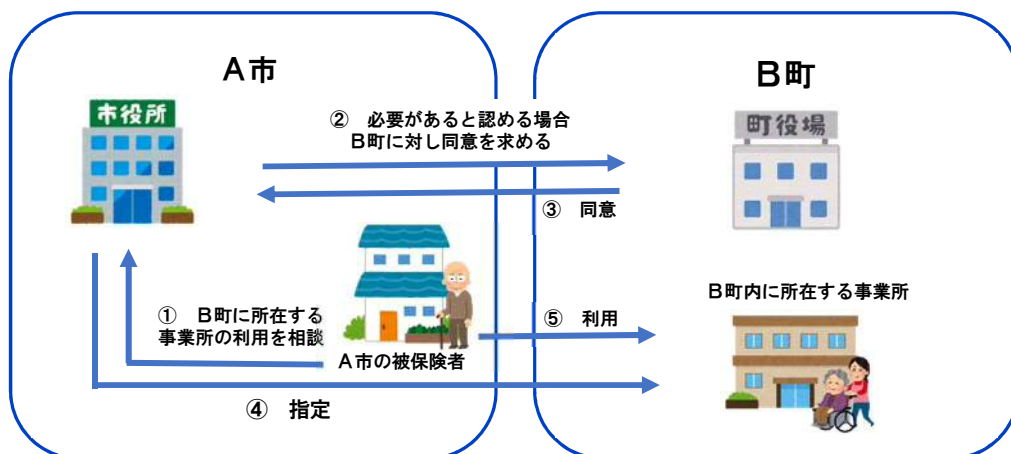
引き続き、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の拡充を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用した整備に向けた取組を進めます。

➡ 広域利用に関する事前同意等の調整

地域密着型サービスは、市町村内の支援ニーズに応じて提供されるサービスであることから、被保険者は、その市町村内の地域密着型サービスを利用することを原則としていますが、他市町村の被保険者からの本市の地域密着型サービスへの利用希望や、本市の被保険者からの他市町村の地域密着型サービスへの利用希望については、本市及び隣接市町村等の実情に応じて適切に対応しています。

今後は、既存の地域密着型サービスの有効活用等を図る観点や、地域密着型サービス事業所の広域利用に係る事務負担軽減を図る観点から、神奈川県、隣接市町村等と連携を図り、広域利用に関する事前同意等に向けた調整を行います。

＜A市の被保険者が、B町に所在する事業所の利用を希望するケースの例＞



➡ 認知症高齢者グループホーム利用者に対するサービス強化

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）利用者については、所得の低い人を対象に居住費等の負担が低く抑えられる国の制度（補足給付）がありますが、認知症高齢者グループホーム利用者は対象外となっています。

そのため、本市では家賃等助成事業を認知症高齢者グループホーム利用者に対して実施し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで生活を継続できるよう引き続き支援していきます。

### iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進

介護保険制度は、「尊厳の保持」「自立支援」を基本理念として、「要介護状態の軽減または悪化の防止」のために、介護保険給付を行うことが定められています。

しかし、介護サービス事業所の取組によって要介護度の改善等が図られると報酬が下がる仕組みなど、事業所の努力が評価されにくいという課題があります。

わが国の高齢化率が上昇する中、限られた資源を最大限有効に活用し、高齢者の自立支援に資する介護保険サービスの提供を確保していくことが求められています。

本市においては、市独自の取組として、高齢者の状態の改善・維持に取り組む介護サービス事業所を評価する仕組みの構築に向け、平成26(2014)年4月に「かわさき健幸福寿プロジェクト★」を立ち上げ、2か年にわたるモデル事業を実施し、平成28(2016)年度から本格的に開始しました。

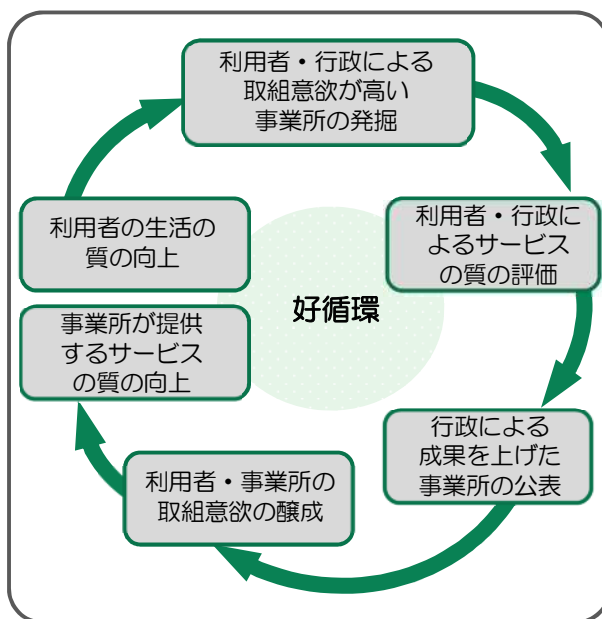
#### (1) これまでの本市の取組

##### ① プロジェクトの概要・目的

7月から翌年6月までの1年間を1サイクルとして、かわさき健幸福寿プロジェクト(以下、「プロジェクト」という。)に参加する介護サービス事業所が、利用者や家族の希望を踏まえて要介護度や日常生活動作(ADL)の改善・維持に取り組み、一定の成果を上げた事業所(チーム)等に対して、インセンティブを付与し、その後も同様のサイクルで事業を展開します。

プロジェクトの最終目的は、この事業を通じて、介護サービス事業所や利用者・家族の意識に影響を与え、自立に資する行動変容を促すことにあります。

【かわさき健幸福寿プロジェクトの仕組み】



#### かわさき健幸福寿プロジェクト

川崎市が高齢者の要介護度の改善・維持などに取り組んだ介護サービス事業所を、報奨金や表彰等で評価する事業のことです。プロジェクト名の「健幸」については、いつまでも「健やかに」、そして「幸せ」でありたいと願う想いを込めており、その願いを市内の介護サービス事業所と一緒にめざす取組です。

② 参加利用者・参加事業所

参加利用者は、この事業の趣旨を理解し、改善に向けた意欲のある人になります。また、市内の介護サービス事業所を対象とし、ケアマネジャー（介護支援専門員）を中心に、利用者にサービスを提供する介護サービス事業所で「チームケア」に取り組みます。

③ 成果指標

- ア 要介護度の改善または一定期間の維持
- イ 日常生活動作（ADL）の一定以上の改善

④ インセンティブ

- （事業所）報奨金、成果を上げたことを示す認証シールの付与、川崎市ホームページ、介護情報サービスかながわへの掲載等
- （利用者）参加の証（あかし）、キーホルダー等

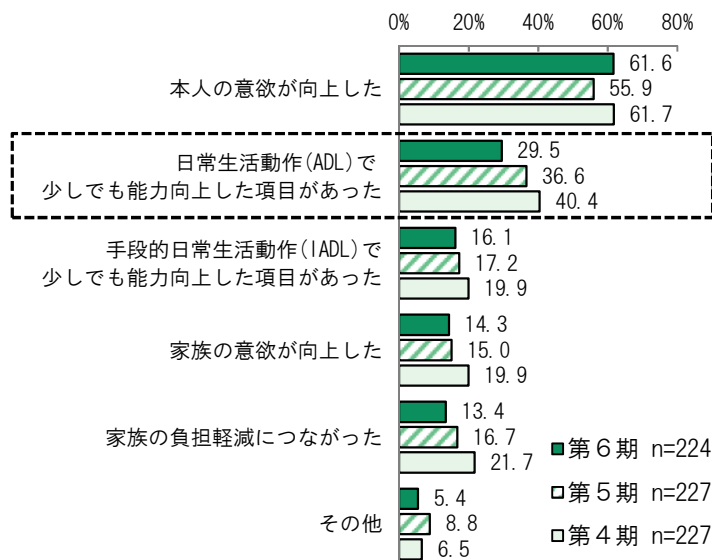
⑤ 事例集の作成

プロジェクトのモデル事業並びに本実施の取組において、要介護度等の改善・維持の成果を上げた介護サービス事業所の取組を事例集に取りまとめ、介護サービス事業所、庁内外関係機関、庁内関係部署等に配布することで、市民等への当該プロジェクトの趣旨等の普及啓発を図るとともに、市内介護サービス事業所のスキルアップの一助とします。

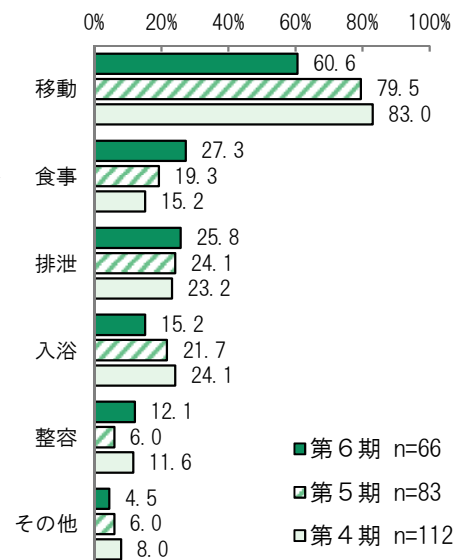
⑥ 事業効果

- ア 利用者・家族への影響
  - ▶ プロジェクトへの参加により、移動等の日常生活動作（ADL）に改善が見られたケースが多くなっています。
  - ▶ また、利用者・家族の意欲向上についても影響があったことがうかがえます。

【プラス面の内容】



【日常生活動作で能力向上した項目】

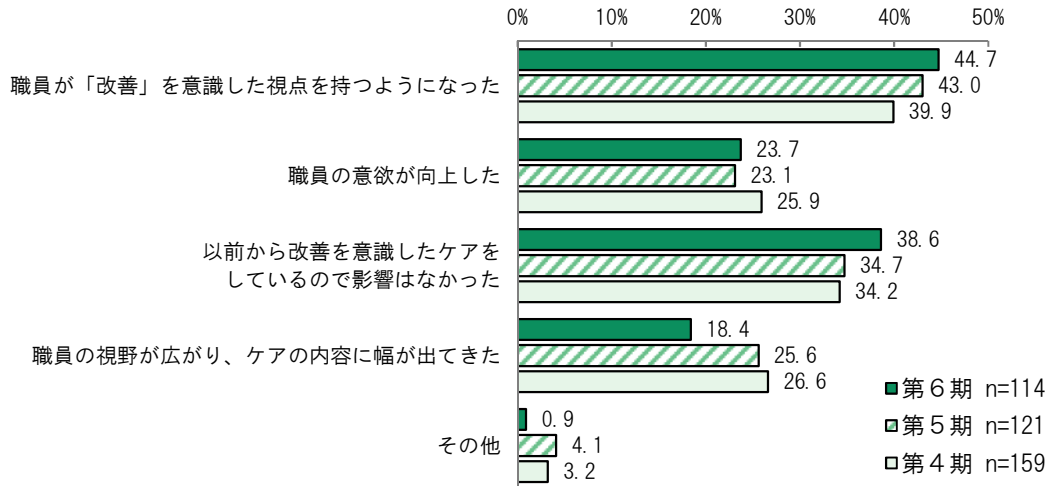




イ 介護サービス事業所の行動変化

- ▶ プロジェクトに参加し、行動を起こした介護サービス事業所は、事業所にプラスの影響（職員の改善の意識や意欲向上等）が出ている割合が高くなっています。

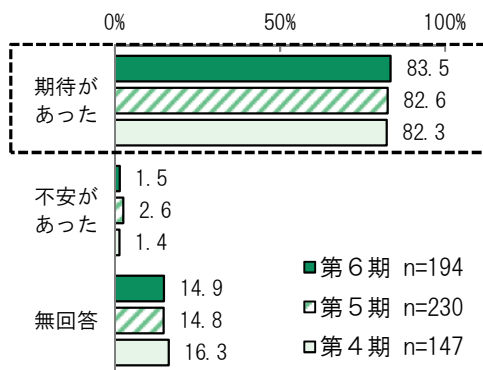
【プラス面の影響】



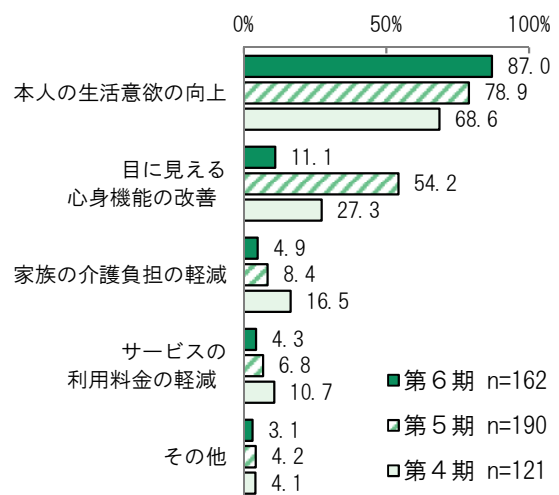
ウ プロジェクトへの期待等

- ▶ 参加された利用者の家族から、利用者本人の生活意欲の向上や心身機能の改善など、プロジェクトに対する期待が大きく寄せられていることが確認できました。

【プロジェクトへの期待または不安】



【期待される内容】



エ 介護給付費抑制効果

- ▶ 第4期（令和元（2019）年7月開始）、第5期（令和2（2020）年7月開始）、第6期（令和3（2021）年7月開始）の各取組期間の開始月から2年間の一人あたりの介護給付費について、第4期から第6期までの平均値を算出した結果、参加者は不参加者よりも一人あたり約2万3千円、介護給付費を抑制しました。

※ア～ウは、各期取組終了後におけるアンケート調査結果から抜粋。エは、事業効果検証報告書から抜粋。

## (2) 今後の取組

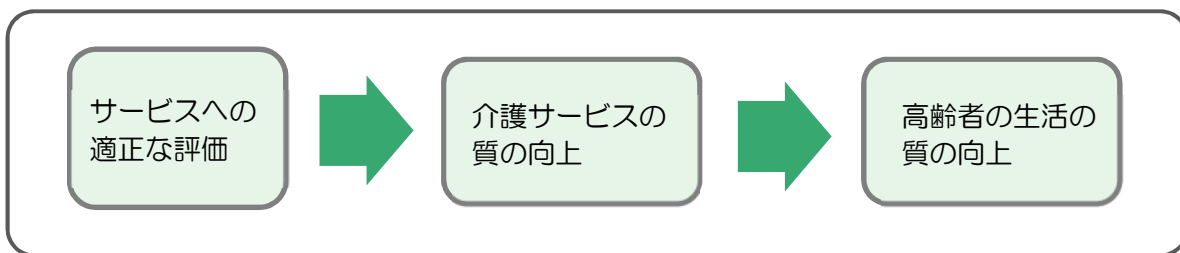
これまでの取組結果を踏まえて、今後は、次の強化する取組を掲げて事業を推進します。

また、国においては、介護報酬について、在宅・施設ともに、利用者（高齢者）の自立支援や重度化防止を進める介護サービス事業所に重点的に加算することで、介護サービスの質の評価を進めています。本市においても、当プロジェクトや、利用者の自立支援を行うための講習会の開催など、自立支援や重度化防止などに資する取組を推進します。

### 【強化する取組】

- ・この事業の趣旨等について、新たな広報ツールを活用するとともに、介護サービス利用開始時を含めた更なる普及啓発を実施します。
- ・新たな評価手法での取組の実施等に向けて検討を行い、令和8（2026）年度から検討結果に基づいた取組を実施します。

### 【かわさき健幸福寿プロジェクトがめざす姿】



### 🌱【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（改善率）	13% （令和4（2022）年度）	17%以上 （令和7（2025）年度）	プロジェクト対象者の要介護度の改善率
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（維持率）	71% （令和4（2022）年度）	65%以上 （令和7（2025）年度）	プロジェクト対象者の要介護度の維持率
かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所数	301 事業所 （令和4（2022）年度）	400 事業所以上 （令和7（2025）年度）	健康福祉局調べ

※「かわさき健幸福寿プロジェクト」は、要介護度等の改善・維持に向けた取組を評価するもので、今後、これらの取組が介護保険制度に反映された場合は、事業を見直す場合があります。

### ➡ 要支援者等の介護予防・重度化防止

（虚弱高齢者、要支援者向けの介護予防の取組の詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）

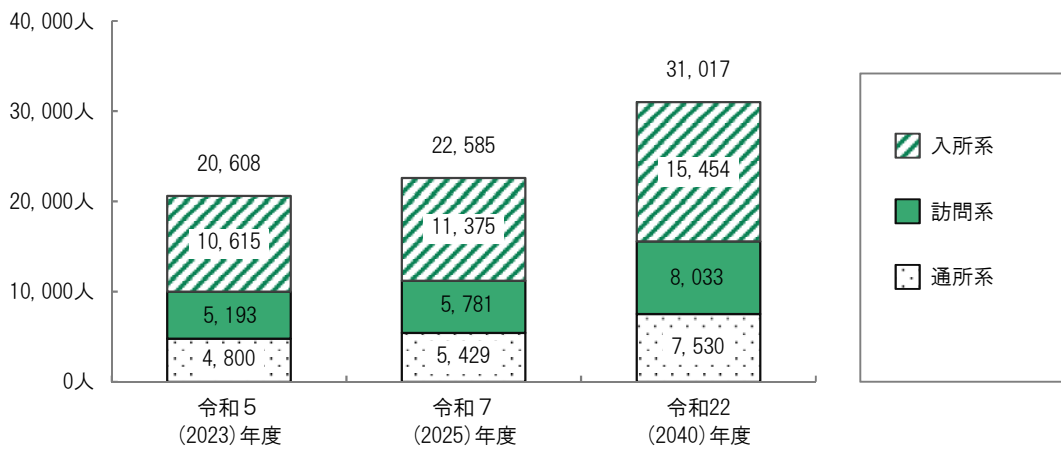
## iv) 介護人材の確保と定着の支援

後期高齢者の急増と生産年齢人口の急減の中、質の高い介護サービスを安定的に提供するためには、担い手である介護人材の確保と定着が大変重要です。多くの市内介護サービス事業所が人材確保に向けた募集等を行っているものの困難な状況にあり、事業を運営するうえで大きな課題となっています。

介護人材の確保と定着については、基本的には介護サービス事業所自らが確保や定着に努めることが必要ですが、介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い介護サービスを提供するためには、国や県は介護報酬等の制度設計や環境整備等において、本市は「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」において、それぞれが役割を果たしながら取り組む必要があります。

本市は、令和4（2022）年度に川崎市介護労働者実態調査を行うとともに、国から提供された介護人材需給推計ワークシートを用いて、介護職員の簡易推計（需要推計）を行い、今後の介護人材確保策の推進を図るための状況把握に努めました。

【本市の介護職員の需要推計（参考）】



単位：人

	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
入所系	10,615	11,375	15,454
訪問系	5,193	5,781	8,033
通所系	4,800	5,429	7,530
合計	20,608	22,585	31,017

※国のワークシートを用いて推計

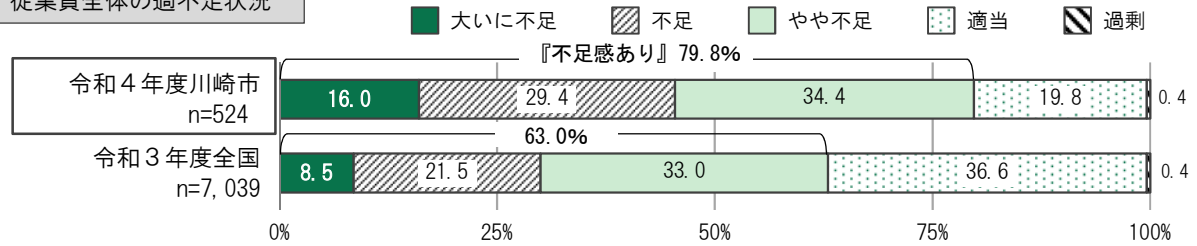
※端数処理により合計値は内訳と必ずしも一致しません。

【従業員の過不足状況】

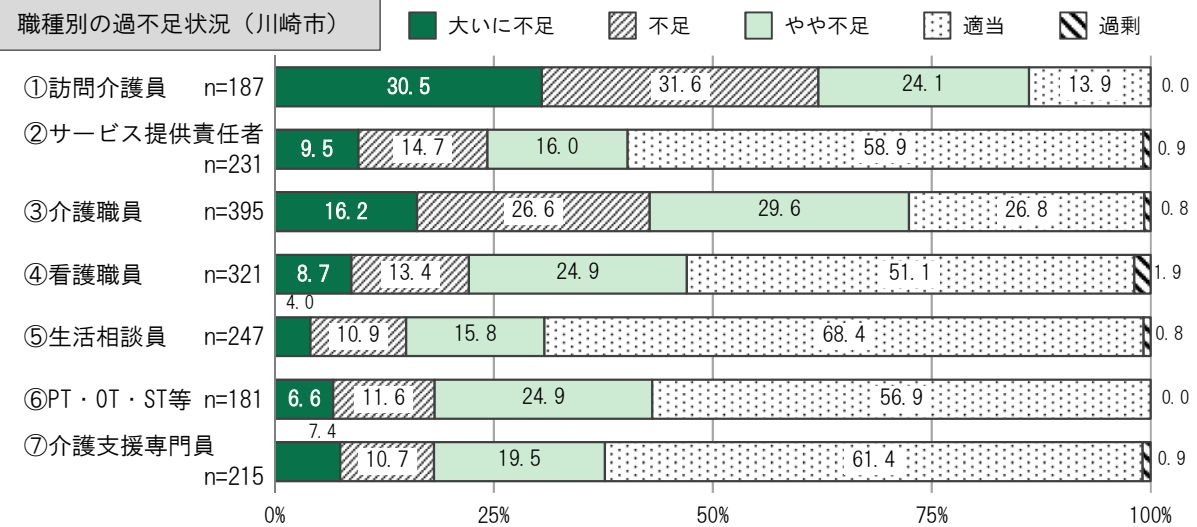
問 貴事業所では、従業員の過不足の状況はどうか（単一回答）。

▶全国調査と比べて、市内事業所が従業員の『不足感あり』と回答した割合は16.8ポイント高くなっています。

従業員全体の過不足状況



職種別の過不足状況（川崎市）

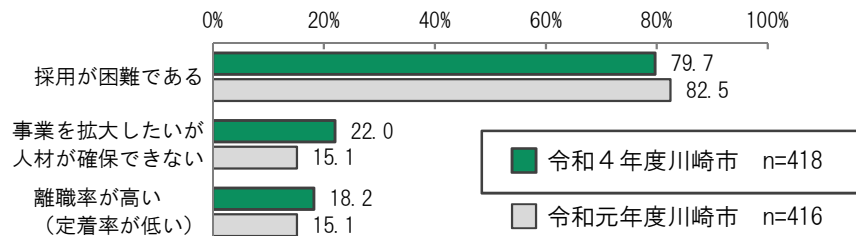


※『不足感あり』＝「大いに不足」＋「不足」＋「やや不足」  
 ※「当該職種はいない」「無回答」を除いた事業所数を母数としています。

【従業員の不足する理由】

問 従業員の過不足状況で「不足感あり」と回答した事業所にうかがいます。不足した理由はどれですか（複数回答）。

▶「採用が困難である」と回答した割合は減少傾向ではあるものの、約8割となっています。



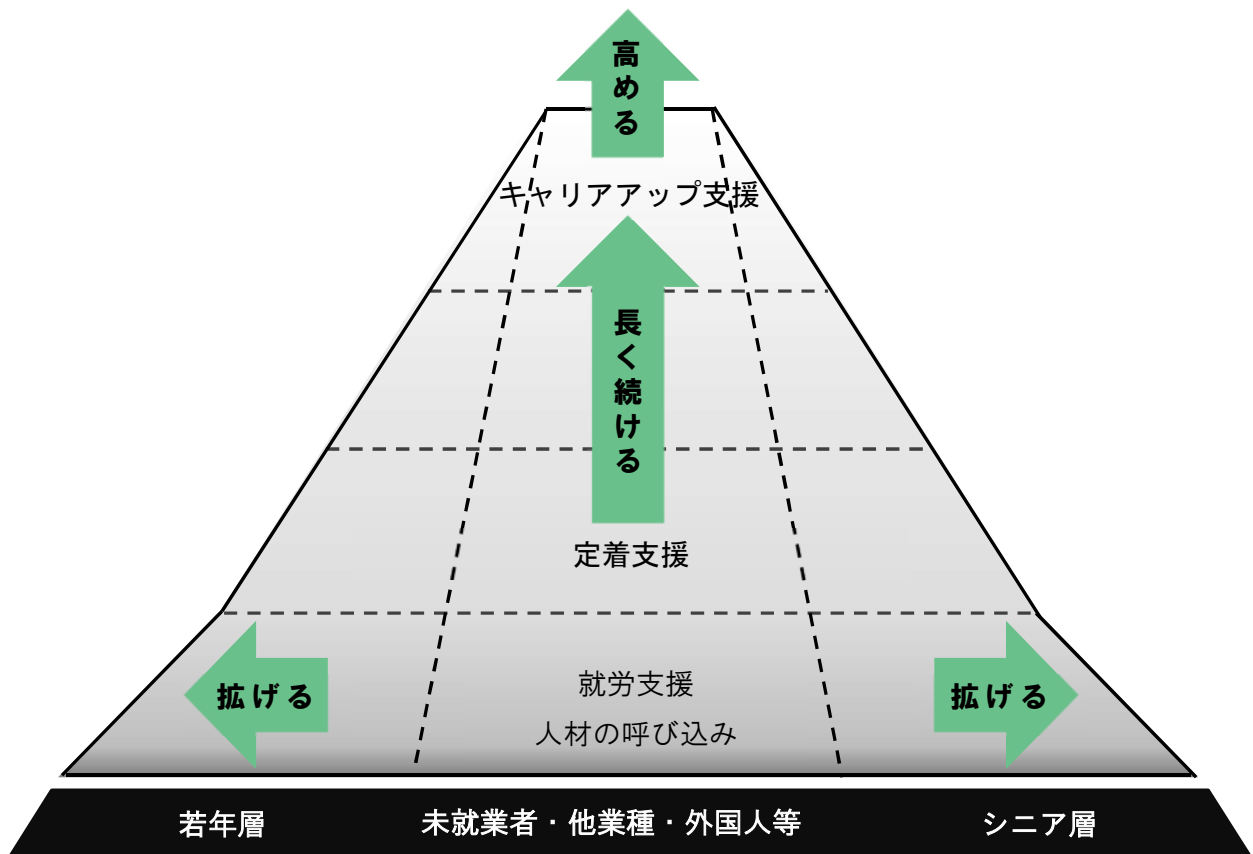
※「その他」と「無回答」は非掲載

※令和4年度高齢者実態調査（介護保険事業者）

【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
介護人材の不足感	79.8% (令和4(2022)年度)	70.0%以下 (令和7(2025)年度)	市内事業所が従業員の「不足感」ありと回答した割合。高齢者実態調査

【本市における介護人材確保・定着支援策】



取組	めざすべき姿	本市の主な主要施策
(1)人材の呼び込み	多様な人材の参入促進を図り、すそ野を拡げる	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護の魅力の情報発信による介護職のイメージアップ</li> <li>家事援助など生活援助に特化した知識等の習得を目的とする研修制度の推進</li> <li>市民や事業者に向け、福祉・介護に関する普及啓発の推進</li> </ul>
(2)就労支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>就職相談会や無料職業紹介の実施</li> <li>仕事を続けたいシニア層の就労支援の推進</li> <li>介護資格取得者への就労支援の実施</li> <li>潜在的有資格者を掘り起こし、再就職を支援</li> </ul>
(3)定着支援	長く続けられるよう定着促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員のメンタルヘルスケアの実施</li> <li>介護職員の安定した雇用確保と定着支援</li> <li>職場環境の改善への取組</li> <li>外国人介護人材の活用や介護ロボットの導入支援</li> </ul>
(4)キャリアアップ支援	専門性を高め、人材の機能分化を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・介護従事者向けや、医療的ケアに対応した各種研修・講座等の開催</li> </ul>
国や県の基盤整備	処遇改善加算や介護報酬改定、指針策定や基金による事業・取組の推進	



## (1) 人材の呼び込み

介護職の魅力や仕事の意義などが、広く市民に理解されるよう福祉や介護のイメージアップを図るとともに、高校や専門学校・大学等の若い世代が将来の職業を考えるきっかけとなるよう、効果的な情報発信や働きかけを行い担い手の参入促進に取り組みます。

### ② 川崎市福祉人材バンクの取組

福祉や介護の仕事の「無料職業紹介」や、求職者が採用予定のある事業者の人事担当者と直接面談ができる「就職相談会」を開催するほか、若年層に福祉や介護現場の魅力を伝えるため、小・中学生やその保護者に対しパンフレットを配布するなど、介護職のイメージアップを図っています。

また、かながわ福祉人材センター等と連携し、福祉関連の学科を有する高校や専門学校、大学等への出張ガイダンスなどの人材の呼び込みを行い、就労を促進します。さらに、福祉・介護職向けにメンタルヘルスケアの相談窓口を設置し、人材の定着を支援するなど、様々な事業や取組を行います。

今後も、様々な媒体を活用しながら事業の周知を充実するとともに、効果的かつ効率的な事業の運営に向け取り組みます。

### ③ 啓発イベント等の実施

令和4（2022）年度から「いきがい・健康づくり」の啓発イベントと「介護いきいきフェア」を統合し、「健康・介護いきいきフェア」を実施しています。

啓発イベントでは、介護予防と健康寿命の延伸のための取組の重要性を伝えるとともに、介護ロボット等の展示による福祉製品の普及や、地域のボランティア団体等の交流を深めるといった取組を進め、様々な方に介護や福祉に興味を持ってもらえるよう、効果的な情報発信・体験の場となるイベントを開催します。

### ④ 介護職員への家賃支援

本市のような都市部における高い住居費を踏まえ、市内介護サービス事業所に新規で雇用された介護職員に対し、本人名義の賃貸住宅の家賃を一部助成することにより、経済的な負担を軽減するとともに、介護職員が安心して働く環境の整備を行います。

今後も、介護職員を取り巻く環境を踏まえて、より一層、効果的な制度となるよう取組の検討を行っていきます。

### ⑤ かわさき暮らしサポーター養成研修

要支援者等を対象とした掃除や洗濯等の家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の普及啓発を通じて市内介護サービス事業所の人材供給を図ります。

## (2) 就労支援

就職相談会の実施のほか、介護資格取得者への補助、就労に必要な研修の開催等により、福祉や介護現場への就労支援を実施します。

また、介護未経験者や潜在介護福祉士、地域の元気な高齢者や子育てが終わった主婦層が働きやすい環境づくりに取り組み、多様な人材の就労支援を行います。

### ③ 就職相談会

福祉や介護の仕事の求職者や転職希望者、介護サービス事業所への就職を希望する医療従事者などが、採用予定のある多くの法人や事業所が出展する相談会場にて、仕事内容や待遇などに係るガイダンスを受けるとともに、人事担当者へ直接、職務内容等を聞くことができるきめ細やかな相談会を開催します。

〔実績・計画〕

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
参加者数	75人	150人	200人	200人	200人	200人

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。

### ④ 介護資格取得者への受講料補助

質の高い介護人材を確保するため、介護職員初任者研修及び実務者研修の資格取得後、市内介護サービス事業所等に一定期間継続して就労している方に、研修受講料を全額補助します。

### ⑤ シニア層など多様な人材確保

高齢者実態調査の結果等から、高齢になっても仕事を続けたい人が多くいることから、シニア向けの介護サービス事業所への就労支援を行うなど、介護人材のすそ野の拡大を図った多様な人材の確保に取り組みます。

### ⑥ 潜在的有資格者の掘り起こし

かながわ福祉人材センターに登録している潜在介護福祉士等に対し、離職期間中のブランクによる不安感を払拭するため、専門介護技術の再研修や職場体験等を行うことにより、復職しやすい環境づくりに取り組みます。

### (3) 定着支援

人材の定着は、事業者が自らの事業所で働く介護人材の定着が図られるよう、主体的に取り組むことが何より重要ですが、本市としても、安定的な介護サービスを提供するために定着への取組を支援しています。

また、介護職員が働き続けられるよう雇用主の理解促進を図るとともに、介護を行っている労働者の継続就業を促進し、仕事と介護の両立を支援します。

#### ➡ 介護人材マッチング・定着支援事業

未就労者かつ資格未取得者の方を対象として、介護職員初任者研修等を取得していただき、長期間の就職につなげるとともに、就業先の施設等に対し、介護人材の確保や人材育成、離職防止などの研修を実施し、介護人材等の確保、定着、育成を図ります。

また、市内介護サービス事業所に勤務する介護職員等が資質向上を図る研修を受講する際に、代替職員を確保し介護サービス事業所に派遣することにより、研修を受講しやすい環境を整備します。

[実績・計画]

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就職者数	85人	87人	92人	事業継続	→	

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。

#### ➡ 管理者向け研修の実施

管理者が労働安全衛生法規の理解・遵守・ハラスメント対策などを習得し、介護職員の離職を防止するとともに、安心して長く働き続けられる職場環境づくりを支援します。

#### ➡ メンタルヘルス相談窓口

川崎市福祉人材バンクに「メンタルヘルス相談窓口」を設置し、臨床心理士が福祉現場での人間関係やストレスの悩みに無料で対応し、離職率の低減や職務遂行に向けた支援を行います。

② ハラスメント対策

介護職員が安心して従事できる就業環境を整備することが大変重要となりますが、職場におけるハラスメントや介護現場における利用者や家族等による介護職員へのハラスメントが発生しており、介護職員の離職等を招く要因になっています。

このため、神奈川県との連携を図りながら、実態を把握するとともに、国が作成したマニュアルの活用や各種研修を実施するなど、総合的なハラスメント対策に取り組めます。

法律上事業者求められる措置	
講ずべき措置	<p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職場における                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシャルハラスメント</li> <li>・パワーハラスメント</li> </ul> </li> <li>○利用者やその家族等から受ける                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシャルハラスメント</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。</p> <p>※特に留意すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</li> <li>②相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</li> </ul>
講じることが望ましい措置	<p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者やその家族等から受ける                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客等からの著しい迷惑行為</li> <li>=カスタマーハラスメント</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>①及び②の必要な措置を講じるにあたっては、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の措置も講じることが推奨</p>

※厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和5年3月）」より抜粋

➡ 介護ロボット等の普及・啓発

介護ロボット・ICT等の活用は、介護職員の身体的・精神的負担軽減が図られるとともに、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、利用者と介護者のふれあう時間の確保や利用者の安心感を増す効果も期待できます。

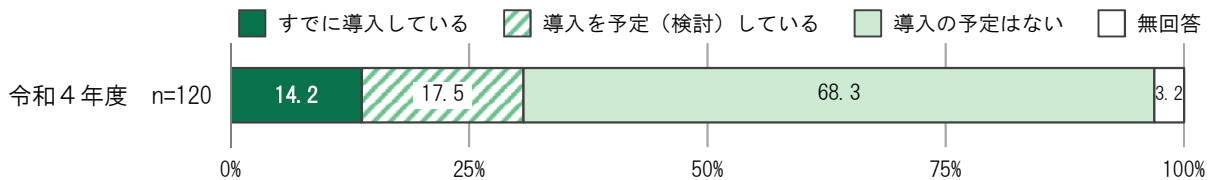
導入に向けて事業所の実情に合わせて、「介護ロボット体験会イベント」や出張体験・レンタルの実施、動画を用いた製品マニュアルの公開を行い、周知に努めています。



【市内介護保険施設の介護ロボットの導入意向】

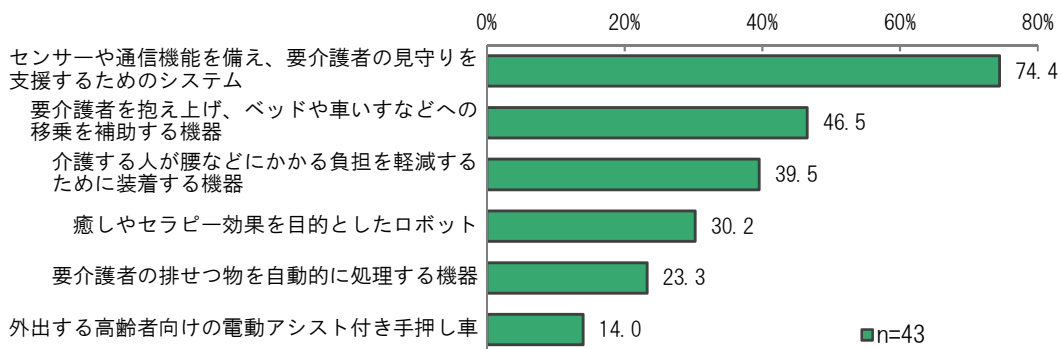
問 貴施設では、介護ロボットの導入予定がありますか（単一回答）。

▶介護ロボットを「すでに導入している」と回答した事業所の割合が1割を超えています。



問 「すでに導入している」「導入を予定（検討）している」と答えた施設にうかがいます。どのような介護ロボットが介護職員の負担軽減に効果があると思いますか（複数回答）。

▶見守り支援、介護従事者の負担を軽減するものや、癒しを目的とした介護ロボットが効果があると思うと回答した割合が高くなっています。



※令和4年度高齢者実態調査（介護保険施設等）

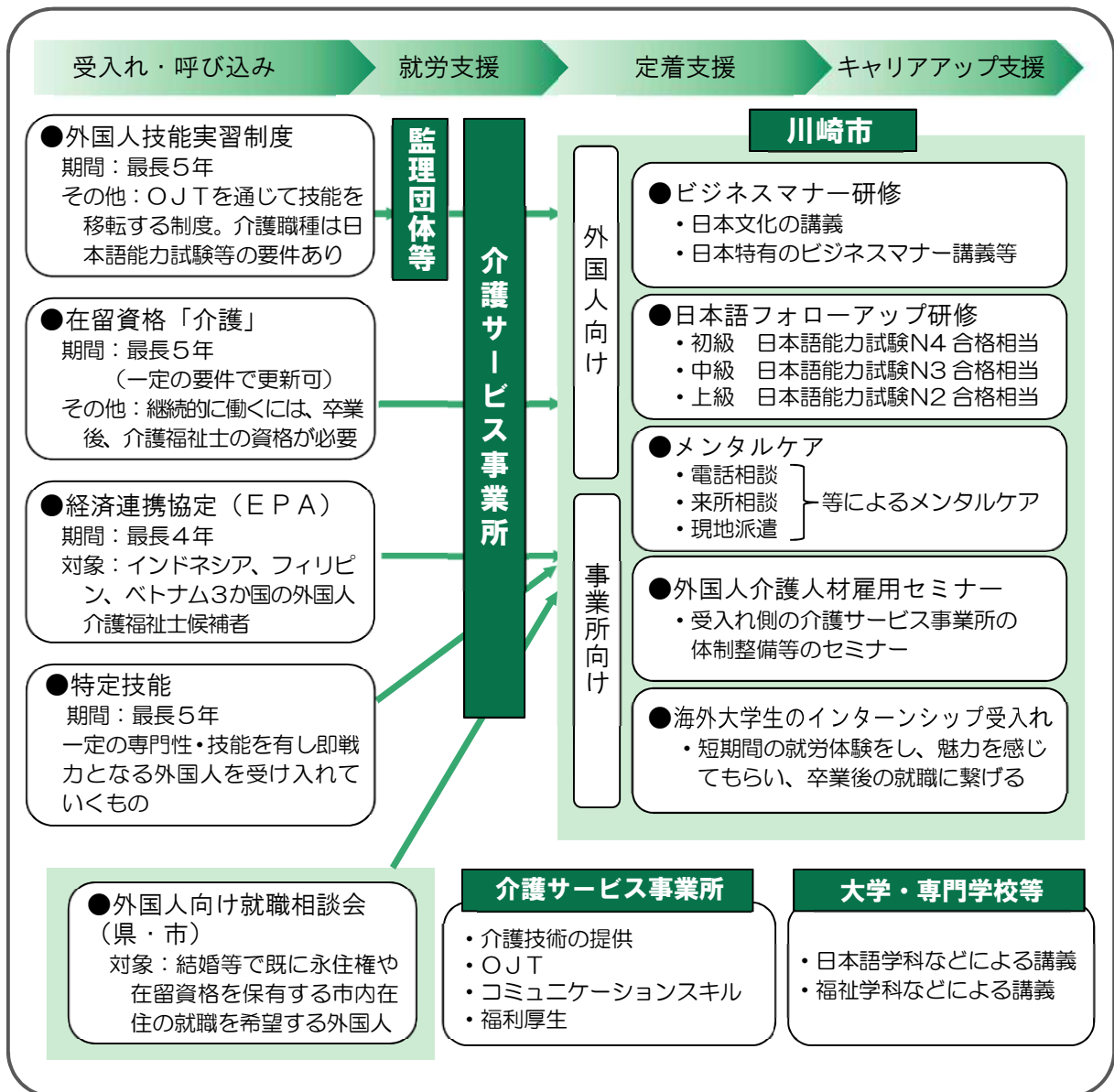


② 外国人介護人材の活用

外国人介護人材の活用については、EPAや、介護福祉士の国家資格を有する方を対象とする在留資格「介護」のほか、外国人技能実習制度や特定技能など、外国人受け入れの門戸が広がっています。

本市では、技能実習制度等の目的や趣旨を踏まえ、海外とインターンシップ制度の導入に向けた覚書の締結や、「川崎市国際介護人材サポートセンター」によって、事業所に対する外国人介護人材の雇用マニュアルや指導マニュアルの作成、外国人向けには、ビジネスマナー研修、メンタルケア、日本語のフォローアップ研修など、必要な支援策を行っています。

【外国人介護人材の活用のイメージ】



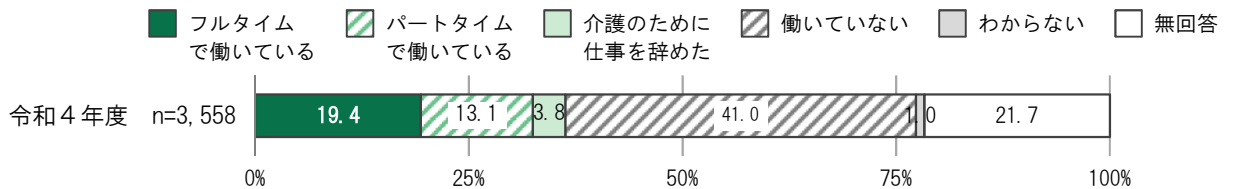
② 仕事と介護の両立支援

高齢者実態調査の結果から、家族に介護を要する者がいる世代は、40～50代が多く、こうした方々は、就労先で中核的な立場及び管理職として活躍する方も少なくありません。介護は育児と異なり突発的に問題が発生することや、介護を行う期間・方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難になることが想定されます。

このため、育児・介護休業法に定められた介護休業制度などの制度の周知とともに、就労先においても人材の損失が発生しないために様々な制度の周知徹底を図り、介護を行っている労働者が継続して就業できるよう支援の検討を進めていきます。

問 主な介護者の現在の勤務形態は次のどれですか。(単一回答)

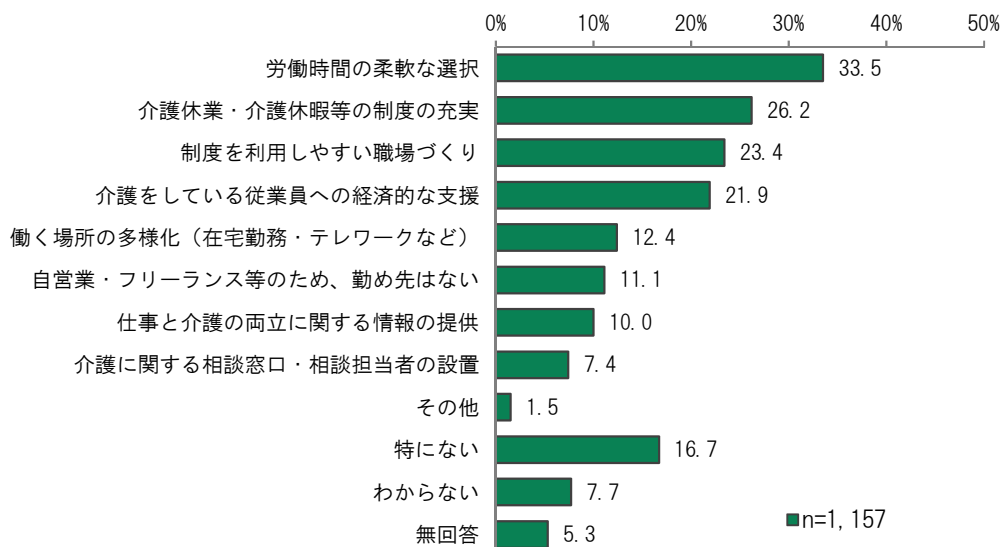
▶介護をしながら『働いている』人の割合は3割を超えています。



『働いている』 = 「フルタイムで働いている」 + 「パートタイムで働いている」

問 (『働いている』方) あなたは、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか。(複数回答)

▶仕事と介護の両立に効果があると思う支援について、「労働時間の柔軟な選択」が3割を超えています。



※令和4年度高齢者実態調査(要介護・要支援認定者)

## (4) キャリアアップ支援

介護ニーズの多様化・高度化やマネジメント能力の必要性の高まりに対応した介護職員の資質向上及び役割の明確化等が必要となっています。

本市としては、福祉や介護従事者向けを中心とした各種研修・講座等を開催し、中でも介護職員が自ら将来像を描けるよう、キャリアアップの道筋をイメージしたキャリアパス<sup>★</sup>に関する研修等を実施しています。

### ◎ 総合研修センターの取組

心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者や障害児者が、可能な限り、住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なりハビリテーションを推進することで高齢者、障害児者等の福祉の増進を図るため、総合研修センターにおいて、支援に関する調査研究や、関係諸機関相互の連携の調整、専門的な人材の育成などの取組を進めます。

今後の更なる高齢化による医療・介護ニーズの増大に対応するとともに、地域共生社会の実現をめざし、その担い手の中核となる専門職の人材の確保・育成をするため、高齢者・障害児者等に関する支援ニーズや施策課題を把握しながら、市内の事業所において支援に従事する職員に対して必要かつ適切な研修等を実施することにより、資質向上とキャリアアップを支援します。

#### 【福祉・介護職員向け現任研修メニュー（例）】

- ・ 認知症高齢者の医学的理解・心理的理解
- ・ 統合失調症の理解と援助
- ・ 予防給付ケアマネジメント従事者研修
- ・ 対人援助技術
- ・ アセスメントとチームケア
- ・ 介護福祉士試験対策
- ・ 介護技術の再確認講座
- ・ リスクマネジメント

※研修メニューは変更となる場合があります。

### ◎ 訪問看護師養成講習会

高齢者等が在宅で医療を受ける機会が増加し、医療的ケアが必要な高齢者等に安全で質の高い看護を提供できる体制など、看護師の養成が喫緊の課題です。

本市は、川崎市看護協会と連携し、訪問看護に必要な基本的知識や技術の習得を目的とした講習会を開催することで、質の高い訪問看護の提供に加え、専門性を高める取組を推進します。

〔実績・計画〕

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
受講者数	25人	17人	26人	事業継続	—————▶	

令和3、令和4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。

➡ 介護職員によるたんの吸引等研修

福祉・介護現場での慢性的な看護師不足に対応するため、法改正により一定の要件を満たした介護職員も喀たん吸引及び経管栄養が行えるようになりました。

今後も医療的ケアが必要な人が増加することも予想されることから、必要な人員の確保に向け、本市では、令和4（2022）年度に在宅や施設における医療的ケアを行う人員を確保・育成する「たんの吸引等研修」の定員の拡充を図り、取組を進めました。引き続き、効果的な取組に向け検討を進めていきます。

➡ 介護支援専門員の資質向上等

介護サービス利用者が質の高いサービスを適切に受けられるためには、適切なケアマネジメント手法の定着が大変重要で、介護支援専門員の資質向上等は喫緊の課題です。

介護支援専門員の資質向上を図るための取組として、更新研修等が実施されていますが、各自治体において研修の受講料負担に差があることや、令和6（2024）年度から法定研修のカリキュラムについて見直しが行われることも踏まえ、受講者の負担軽減の観点から、本市としてもより一層、効果的な支援を検討していきます。



キャリアパス

どのような仕事をどれくらいの期間担当し、どの資格を取得するとどのようなポストに就けるか、といったキャリアアップの道筋をキャリアパスといいます。国は、介護に従事する人が一生の仕事としてやりがいを持てるよう、キャリアパスの仕組みを介護職場に広げる取組を行っており、人材育成や昇進制度を見直す事業所が増えていきます。

## (5) 介護現場の生産性向上

### ① 介護現場の生産性向上

介護現場における生産性向上の取組を推進するためには、個々の介護事業所の自助努力だけでは限界があり、国におけるこれまでのパイロット事業の取組のように、自治体主導で地域の多様な関係者の参画のもとで、地域全体で取組を進めていくことが有効です。

また、生産性向上の取組に関しては、業務改善の実施・定着、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用などの支援施策がありますが、各事業所の課題やニーズを踏まえ、必要な支援を行うことが効果的でありますので、国や県と連携しながら、総合的に事業者を支援するスキームの検討を進めていきます。

### ② 介護助手の活用

介護助手は、施設での食事の配膳やシーツ交換といった介護の周辺業務を担い、介護職員をサポートする役割であり、介護職員の人手不足の緩和や負担の軽減、離職防止、さらには介護職員が本来の専門的なケアを行う時間を確保できる支援策の一つと考えられますので活用について検討を進めていきます。

### ③ 文書事務の軽減

介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要であることから、指定申請や報酬請求等に係る国が示している標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、令和8（2026）年3月までにその準備を完了することとされているため、国の動向を注視し業務の効率化に取り組んでいきます。

### ④ 財務状況等の公表（再掲）

介護サービス情報公表制度について、利用者の選択に資する情報提供という観点から、社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することが適当と国の方で検討が進められています。あわせて、介護分野においては、介護人材の確保をめざして処遇改善等がなされており、現行においても職種別の従業者の数や従業者の経験年数等が公表されていることを踏まえ、一人あたりの賃金等についても公表の対象への追加が検討されています。本市としては、国の動向を注視し、必要な対応を図っていきます。



## (6) その他

### ② ICTを活用した認定調査の効率化

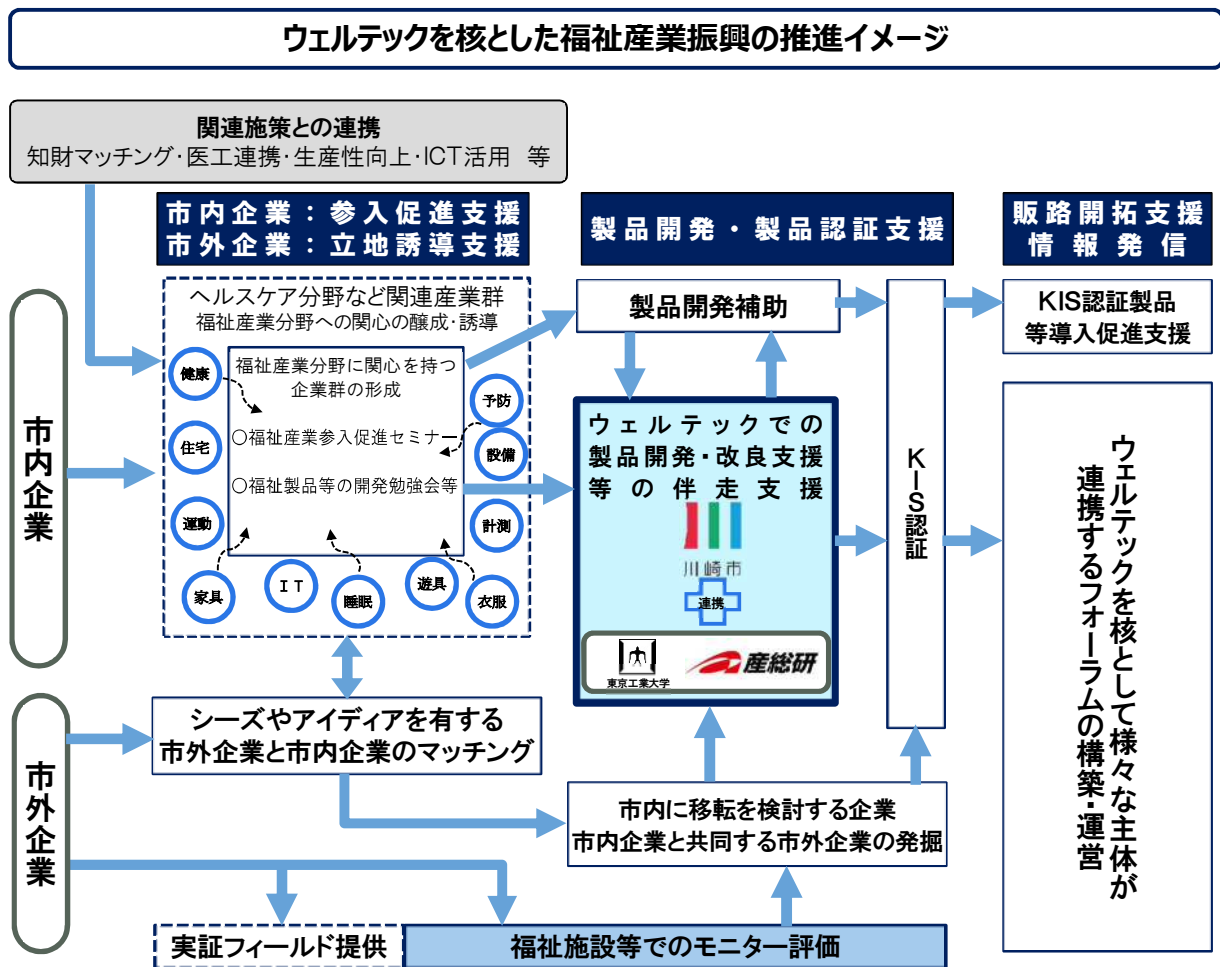
ケアプラン作成の新規依頼に「対応できる体制にない」事業所の割合の増加に対応するため、紙の訪問調査票からモバイル端末による調査項目の入力に代えることで、市調査員一人あたりの調査件数を増やし、ケアマネジャーの負担軽減を図ります。

## v) ウェルフェアイノベーションとの連携

ウェルフェアイノベーションの取組は、人口・世帯構造等の社会環境の変化などこれからの超高齢社会の突入に向けて、産業と福祉を融合することで、新たな活力と社会的価値の創造をめざしていくものです。

本市では、自立支援を基本理念に本市独自の福祉製品のあり方を示した基準である「かわさき基準（KIS:Kawasaki Innovation Standard）」に基づき、福祉施設でのモニター評価の結果等を踏まえた製品認証（令和5（2023）年3月現在で 285 製品認証）を進めるとともに、こうしたモニター評価等の取組を通じ、多くの市内福祉施設との連携基盤を構築しました。

さらに、こうしたこれまでの取組を発展させ、科学的知見に基づく定量的評価の視点や、高齢者・障害者や介護者のニーズを的確に反映した福祉製品・サービスの開発・改良を支援するため、川崎市複合福祉センター「ふくふく」内に、福祉施設の居住スペースを再現した模擬環境ラボを備えた「Kawasaki Welfare Technology Lab（通称：ウェルテック）」を整備し、令和3（2021）年8月から運営を開始しました。



## (1) 福祉製品等開発・改良に向けた参入等の支援

福祉現場でのニーズを知るため、総合リハビリテーション推進センター等の福祉関係者との勉強会や福祉製品等のシーズを有する企業とのマッチングイベント等を開催し、新たに福祉製品等開発・改良に取り組む企業のすそ野拡大や新規の開発・改良に向けた事業推進の支援等に取り組んでいきます。

### 取組例1 福祉職員等との勉強会の実施

総合リハビリテーション推進センターの専門職（PT・OT・ST等）の方に対し、現場で感じている課題、福祉機器等へのニーズ等をヒアリング。

アイデアを専門職スタッフが直接企業に話して共有し、製品化に向けた課題等を意見交換する勉強会を計2回開催（令和4（2022）年度）。



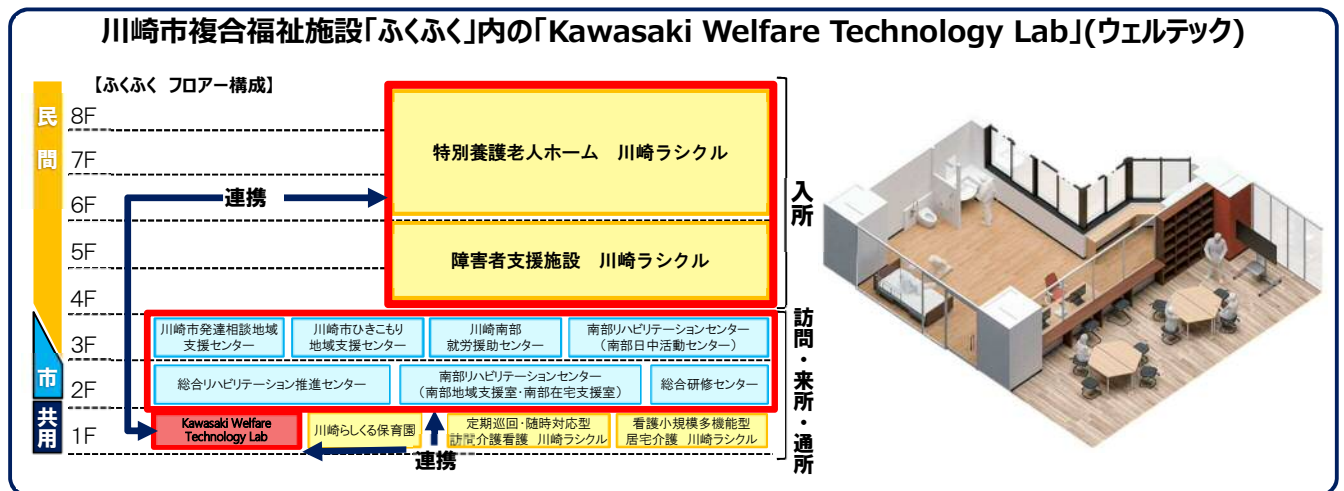
## (2) 福祉製品等開発・改良の実施における支援

ウェルテックを東京工業大学と産業技術総合研究所と共同運営し、その科学的知見を活かした安全・性能等評価や評価結果のフィードバック、助言等を行います。

また、福祉施設等の実環境で一定期間実際に使用し評価実証を行うことで、より福祉現場のニーズを捉えた開発支援を行います。

さらに、福祉製品等開発支援補助金や当事者・福祉現場職員等の連携により支援する公募型福祉製品等開発委託事業等による開発支援を実施します。

### 川崎市複合福祉施設「ふくふく」内の「Kawasaki Welfare Technology Lab」(ウェルテック)



### (3) 福祉製品等認証・普及に関する支援

優れた福祉製品のあり方を示した独自の基準であり、「自立支援」を中心とした8つの理念により構成されている「かわさき基準（KIS）」による認証等を行います。

認証された製品等を対象とする福祉製品導入促進補助金による活用の促進、展示会やパンフレット等による福祉製品の普及支援を行います。

ウェルフェアイノベーションフォーラムでは、認証製品等の展示のほか、ウェルテックで開発支援した試作品の展示等も実施します。

#### 取組例2 ウェルフェアイノベーションフォーラムの開催



KIS 認証製品展示



試作品展示

